

# 保健所事業概要

令和5年（2023年）版

市立函館保健所

# 函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です  
山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

## スポーツ健康都市宣言

わたくしたち函館市民は、スポーツと健康づくりを通じて、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活を営みます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情とふれあいの輪を世界に広がります。

(平成4年10月10日制定)

## いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

# 目 次

## 【Ⅰ 概 況 編】

1 函館市の概況	1
■位 置	1
■市 勢	1
■位置と面積	1
■人口および世帯数の推移	2
■年齢階級別人口	2
■人口動態	2
2 函館の保健衛生史	3
3 保健所の沿革	7
4 組織機構	13
(1) 機構	13
(2) 職員数	14
(3) 事務分掌	15
5 保健所関連施設	17
6 予 算 （一般会計）	18
7 各種協議会・専門委員会	19
(1) 市立函館保健所感染症診査協議会	19
(2) 函館市予防接種健康被害調査委員会	19
(3) 函館市エイズ対策推進協議会	19
(4) 函館市難病対策地域協議会	20

## 【Ⅱ 保健衛生編】

1 難病対策	21
(1) 特定医療費(指定難病)支給制度, 特定疾患・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	21
(2) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業	23
(3) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業	24
(4) 難病医療相談事業	24
(5) 難病患者サポート教室	24
(6) 難病患者訪問相談事業	25
(7) 難病患者訪問指導(診療)事業	25
(8) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況(国事業:肝炎治療特別促進事業)	25
(9) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業(道事業)	26
2 感染症予防	27
(1) 感染症発生届出数	27
(2) HIV(エイズウイルス)抗体検査	28
(3) 肝炎ウイルス検診	28

(4) 風しん抗体検査.....	29
(5) エキノコックス症検診.....	29
(6) 結核対策.....	29
(7) 予防接種.....	32
(8) 保健師活動.....	33
3 夜間急病センター.....	34
4 実習指導.....	36

### 【Ⅲ 生活衛生編】

1 環境衛生.....	37
(1) 施設および監視指導.....	37
(2) 市民相談.....	39
(3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行.....	39
2 食品衛生.....	40
(1) 監視指導対象施設数.....	40
(2) 監視指導状況.....	40
(3) 食品検査.....	44
(4) 苦情処理.....	44
(5) 食中毒.....	45
(6) 食肉検査.....	46
(7) 衛生教育.....	47
3 動物衛生.....	48
(1) 畜犬の登録・予防注射等.....	48
(2) 畜犬に関する相談・苦情.....	48
(3) 施設および監視指導.....	48
4 医務・薬事.....	49
(1) 医務関係.....	49
(2) 薬事関係.....	51
(3) 献血.....	52
(4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動.....	52
5 衛生試験所の業務.....	53

### 【Ⅳ 統計編】

第1章 人口動態統計.....	55
1 人口動態の概要.....	55
2 出生.....	58
3 死亡.....	62
4 乳児死亡・新生児死亡.....	75
5 死産.....	76
6 周産期死亡.....	78

7	婚姻・離婚	79
第2章	食中毒統計	80
第3章	医療関係統計	81
1	医療施設	81
2	医療従事者数, 年次別	82
3	人口10万対でみた指標	83



## 本書を利用される皆様へ

- 1 本書は、令和4年（年度）の数値を記載したものである。  
なお、資料中の年表示は、暦年については1月1日～12月31日、  
年度は4月1日～翌年3月31日を示すものである。
  
- 2 数値の単位未満，平均値および指数等の算出方法は，四捨五入を原則としたため，  
合計数値とその内訳の累計値とは一致しない場合がある。
  
- 3 統計表中で使用した一般的な記号の用途は次のとおりである。
  - 「0」 ……単位未満のもの
  - 「－」 ……皆無，または該当数字のないもの
  - 「…」 ……資料がないか不明のもの
  - 「・」 ……計数のありえないもの





# I 概 況 編

- 1 函館市の概況
- 2 函館の保健衛生史
- 3 保健所の沿革
- 4 組織機構
- 5 保健所関連施設
- 6 予 算
- 7 各種協議会・専門委員会







# 1 函館市の概況

## ■位 置

函館市は、北海道の渡島半島南東部に位置し、面積677.87km<sup>2</sup>，東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域である。

特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため学術的にも貴重であり、四季を通じて豊かな自然を観察することができる。

## ■市 勢

当市は、日米修好通商条約により、安政6年（1859年）に横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する異国情緒豊かな街である。

平成16年12月1日には戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町との合併により、人口約30万人の新「函館市」が誕生、さらには、平成17年10月1日に中核市に移行し、豊かな海を擁する国内屈指の水産都市として、「函館国際水産・海洋都市構想」を推進するなど、中核市のスケールメリットを活かした、21世紀を展望したまちづくりに取り組んでいる。

当地域では、平成28年3月に北海道新幹線が開業し、総合交通体系の充実が進むとともに、観光資源・施設やコンベンション機能を生かした、国際観光都市として世界に通用する、通年・滞在型観光を目指したまちづくりを進めているところである。

保健衛生においては、函館市総合保健センターを中核施設として、全てのライフステージを通じた健康づくりと総合的な保健サービスを提供し、市民のだれもが健康的に暮らせるまちづくりを推進しているところである。そのなかにあつて市立函館保健所は、函館市における地域保健の専門的組織として、感染症・難病対策などの専門的保健サービスのほか、食品衛生、環境衛生、医務・薬事等に関する監視指導や各種の試験・検査業務を実施している。

## ■位置と面積



位 置： 東経140度44分

北緯41度46分

面 積： 677.87km<sup>2</sup>

広 ぼう： 東西41.1km

南北32.8km

注：位置の基点は函館市役所の所在地。

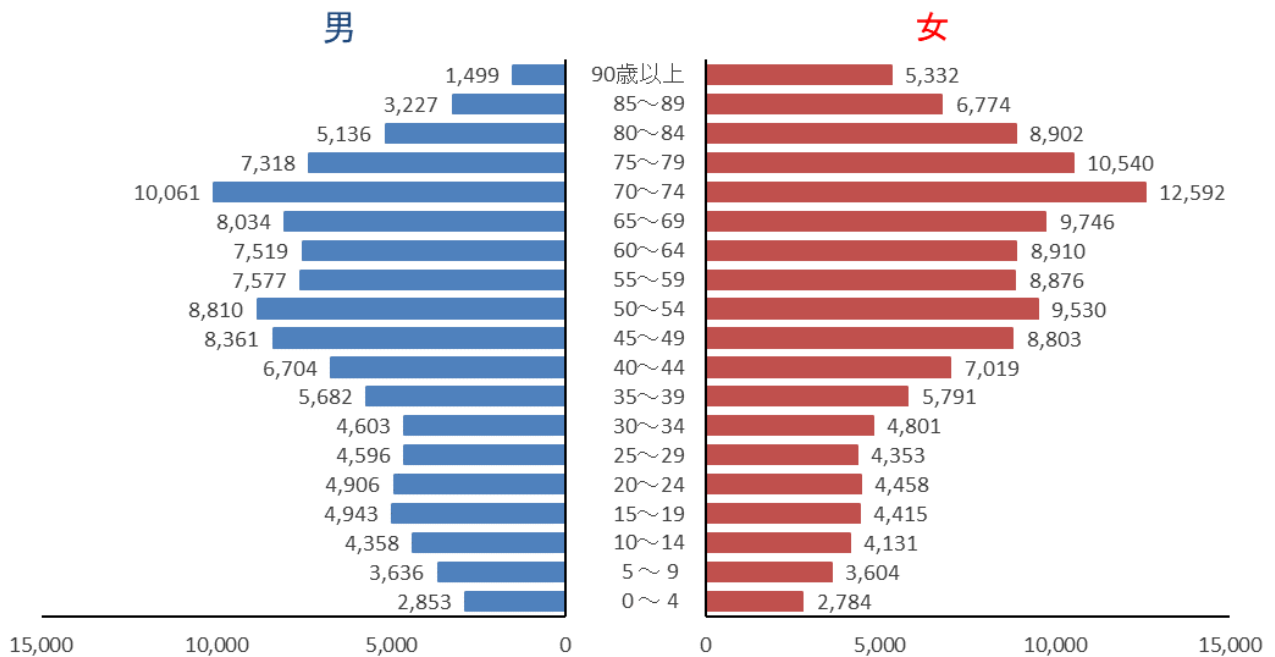
面積は、令和5年(2023年)10月1日現在

■人口および世帯数の推移

年次	世帯数	人口			備考
		総数	男	女	
昭和40年	78,923	314,135	150,372	163,763	国勢調査(第10回)
45年	90,170	322,497	153,738	168,759	〃 (第11回)
50年	103,040	334,416	158,937	175,479	〃 (第12回)
55年	113,911	345,165	163,875	181,290	〃 (第13回)
60年	116,977	342,540	160,865	181,675	〃 (第14回)
平成2年	120,151	328,493	152,198	176,295	〃 (第15回)
7年	125,189	318,308	146,683	171,625	〃 (第16回)
12年	127,593	305,311	140,151	165,160	〃 (第17回)
17年	128,411	294,264	134,868	159,396	〃 (第18回)
22年	126,180	279,127	127,046	152,081	〃 (第19回)
27年	123,950	265,979	120,376	145,603	〃 (第20回)
令和2年	121,793	251,084	113,965	137,119	国勢調査(第21回)
5年	139,379	241,184	109,823	131,361	住民基本台帳記載人口(9月30日)

※現在の函館市域に組み換え後の数値。

■年齢階級別人口



(令和5年9月30日住民基本台帳)

■人口動態

年次	出生			出生率	死亡			死亡率	自然増減	死産	婚姻	離婚
	総数	男	女		総数	男	女					
平成30年	1,418	739	679	5.5	3,761	1,810	1,951	14.5	△ 2,343	38	1,065	507
令和元年	1,305	670	635	5.1	4,027	1,919	2,108	15.8	△ 2,722	46	1,098	495
2年	1,231	630	601	4.9	3,827	1,881	1,946	15.2	△ 2,596	44	929	431
3年	1,174	591	583	4.7	4,050	2,004	2,046	16.3	△ 2,876	38	907	408
4年	1,080	542	538	4.4	4,335	2,066	2,269	17.8	△ 3,255	36	823	378

## 2 函館の保健衛生史

西暦	年号	記 事
1454	享徳 3年	河野政通、渡道してウスケシ（宇須岸）に館を築く。この館の形が箱に似ていたため、この地を“箱館”と呼んだという。
1793	寛政 5年	6月、ロシア使節ラックスマン、エカテリナ号で箱館に入港。
	文政年間	中川五郎治、露国より種痘の法の伝授を受け帰国。
1824	文政 7年	天然痘流行。
1854	安政元年	日米和親条約締結。箱館、下田開港と決まる。ペリー艦隊箱館入港。
1855	2年	日米和親条約による補給港として開港。7月、津波。
1858	5年	米国人外科医G. M. ヘーツ来住。ついで露国医師も来て箱館の医術進歩する。
1859	6年	日米修好通商条約により6月2日（太陽暦7月1日）長崎、横浜とともに、わが国最初の貿易港として開港。 娼妓のため梅毒療法を実施。
1860	万延元年	山ノ上町に箱館医学所を着工、翌年、竣工（現在の市立函館病院の前身）。
1861	文久元年	5月、犬疫流行。
1867	慶応 3年	5月、医学に長じた栗本匏庵、箱館奉行となり、6月フランスに派遣される。
1869	明治 2年	蝦夷を北海道と改称。開拓使出張所を函館に置き「箱館」を「函館」に改めたという。 10月、函館病院で強制種痘をはじめめる。
1872	5年	4月、開拓使外科医長スチュワルド・エルドリッジが函館病院に着任。 8月、函館病院内に医学校を設け、官私費生を募集。
1873	6年	7月、遊廓の梅毒検査実施。
1875	8年	2月、函館地方に天然痘が発生したが、防疫に努めたことにより大流行には至らなかった。
1877	10年	コレラ流行、11月終息。患者81名中69名死亡。
1878	11年	12月、函館病院が芝居町（現船見町）の火事により類焼。
1879	12年	8月、コレラ流行、10月終息。患者102名中84名死亡。
1881	14年	7月、公立函館病院竣工。
1882	15年	6月、コレラ流行、10月終息。患者203名中145名死亡。 7月、検疫事務所を函館病院内に置く。
1885	18年	12月末現在、県立函館病院・公立豊川病院・私立梅毒病院・私立潮止病院の4病院医員19名、外に開業医61名、外国人医師1名、助産婦28名。脚気患者889名、死亡98名。
1886	19年	7月、コレラ流行、11月終息。患者1,022名中846名死亡。 7月、天然痘流行、患者数100名中死者3分の1、翌年6月終息。
1889	22年	9月20日、上水道工事竣工。
1891	24年	天然痘再度流行し、26年に終息するまでに患者多数を出す。
1895	28年	赤痢流行、患者53名。
1899	32年	9月、コレラ流行、患者55名。衛生組合を設ける。 10月、区制実施（自治制）。
1900	33年	5月、函館病院焼失。
1902	35年	3月、区立伝染病院東川町（現新川町）に落成。 9月、コレラ流行。
1905	38年	9月、赤痢流行。39年最も激烈となり200名の患者を出したが、41年に至り減少、42年には2名にしかすぎなかった。 11月、函館病院新築。
1907	40年	8月、東川町より出火、焼失戸数12,390戸。函館病院も類焼。

西暦	年号	記 事
1908	41年	1月, 馬匹胸疫発生, 6月流行終息。 4月, 精神病室, 函館病院から独立して区立函館精神病舎となる。
1909	42年	6月, 函館病院再築完成, 開業。
1911	44年	12月, レントゲン装置完成。
1918	大正 7年	スペインかぜ (A/H1N1) 流行。
1922	11年	8月, 市制施行。人口148,855人。
1934	昭和 9年	3月, 函館大火 (住吉町より出火)。24,186戸焼失。 死者2,054人, 行方不明者662人。
1939	14年	湯川町を編入。
1946	21年	銭亀沢村の一部を函館に編入。 発疹チフス・天然痘流行。
1949	24年	亀田村字港地区を函館に編入。
1950	25年	発疹チフス流行。
1954	29年	9月, 台風15号来襲, 青函連絡船洞爺丸沈没による死者をはじめ, 多大の被害を受けた。
1957	32年	アジアかぜ (A/H2N2) 流行。
1960	35年	5月, チリ地震津波来襲, 最高水位2.13メートルにおよび臨港倉庫, 工場, 住宅が浸水被害を受けた。
1965	40年	9月, 水害発生。降雨量224.2mm (2日~7日), 流失1棟, 半壊1棟, 床上浸水976戸, 床下浸水4,806戸, 死者1名, 負傷者5名, その他被害は, 湯川町・谷地頭町をはじめ全市に及んだ。
1966	41年	12月, 銭亀沢村と合併。
1968	43年	香港かぜ (A/H3N2) 流行。 5月16日, 十勝沖地震発生, 震度5。学校をはじめ市内一円に多大の被害が発生し, 津波により朝市 (若松町) が浸水被害を受けた。
1970	45年	11月, 第22回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1973	48年	12月, 亀田市と合併。
1977	52年	5月, 「函館市民憲章」を制定。
1989	平成元年	5月, 老人保健施設が医療法人により市内で初めて開設。 11月, 市立函館病院分院ディ・ケア棟完成。
1992	4年	10月, 「スポーツ健康都市宣言」を制定。 10月, 訪問看護ステーションが社団法人北海道総合在宅ケア事業団により市内で初めて開設。
1993	5年	11月, 第45回北海道公衆衛生学会を, 函館市民会館において開催。
1994	6年	2月, 「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画《いきいき長寿プラン21》」を福祉部等と策定。 12月, 「いきいき長寿都市宣言」を制定。
1995	7年	8月, 大雨による水害発生。降雨量162.0mm (27日~28日), 床上浸水69世帯, 床下浸水351世帯, 死者1名, 傾斜地の崩壊27件, その他被害は新湊町, 谷地頭町をはじめ全市に及んだ。
1997	9年	2月, 「障害者に関する新函館市行動計画」を福祉部等と策定。 8月, 第46回北海道公衆衛生大会を, 函館市民会館において開催。
2000	12年	2月, 「第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月, 介護保険制度開始。 10月, 市立函館病院を移転新築。 10月, 第44回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 11月, 特例市に移行。

西暦	年号	記 事
2003	15年	2月, 「第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 第2期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 3月, 「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。 11月, 新潟県中越地震(10月23日発生)の被災地に保健師を派遣(11月2日~12月1日, 2人×4班, 新潟県長岡市)。
2004	16年	12月1日, 戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町と合併。
2005	17年	2月, 「函館市次世代育成支援行動計画」を福祉部等と策定。 10月1日, 中核市に移行。
2006	18年	2月, 「函館市障がい者基本計画」を福祉部等と策定。 3月, 「第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画, 第3期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 4月, 障害者自立支援法施行。 11月, 「函館市新型インフルエンザ行動計画」を策定。
2007	19年	2月, 「函館市障がい福祉計画」を福祉部等と策定。 8月, 新潟県中越沖地震(7月16日発生)の被災地に保健師を派遣(8月15日~9月1日, 2人×3班, 新潟県柏崎市)。
2008	20年	4月, 国の「麻しん排除計画」に基づき, 平成24年度までの5年間, 中学校1年生および高校3年生に相当する者への麻しん・風しん混合ワクチン接種を定期予防接種として実施。 9月, 「健康はこだて21(改訂版)」を策定。
2009	21年	3月, 「第2期函館市障がい福祉計画」を福祉部等と策定。 3月, 「第5次函館市高齢者保健福祉計画, 第4期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 新型インフルエンザ(A/H1N1)流行。
2010	22年	4月, 「函館市普通浴場の確保を図るための指針」を策定。 6月, 「函館市温泉資源保護指針」を策定。 8月, 「函館市新型インフルエンザ対策行動計画(改訂版)」を策定。
2011	23年	3月11日, 東北地方太平洋沖地震発生, 震度4。津波により函館駅前地区からベイエリア地区一帯が大きな被害を受けた(同地震による災害およびこれに伴う原子力発電所事故による災害を「東日本大震災」と呼称)。 3月, 東日本大震災被災地に保健師を派遣(3月18日~4月23日, 2人×7班, 岩手県宮古市)。 3月, 「函館市障がい基本計画後期推進指針」を福祉部等と策定。 3月, 「はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)」を策定。
2012	24年	10月, 第55回精神保健北海道大会を, 函館市芸術ホールにおいて開催。 3月, 「第6次函館市高齢者保健福祉計画, 第5期函館市介護保険事業計画」を福祉部等と策定。 3月, 「第3期函館市障がい福祉計画」を福祉部等と策定。 4月, 組織再編により, 保健所と福祉部を統合し, 新設の保健福祉部内に保健所を位置付ける。
2014	26年	4月, 「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。 10月, 予防接種法施行令の一部改正により, 水痘および高齢者の肺炎球菌感染症を対象疾病として定期の予防接種を実施。
2015	27年	1月, 難病法施行。国の指定難病が56疾病から110疾病に拡大。 3月, 「第4期函館市障がい福祉計画」を障がい保健福祉課と策定。 3月, 「第7次函館市高齢者保健福祉計画, 第6期函館市介護保険事業計画」を介護保険課等と策定。

西暦	年 号	記 事
2015	27年	7月, 国の指定難病が306疾病に拡大。
2016	28年	3月, 「第2次函館市障がい者基本計画」を障がい保健福祉課と策定。
2017	29年	4月, 国の指定難病が330疾病に拡大。
2018	30年	3月, 「第5期函館市障がい福祉計画」を障がい保健福祉課と策定。 3月, 「第8次函館市高齢者保健福祉計画, 第7期函館市介護保険事業計画」を介護保険課等と策定。 4月, 国の指定難病が331疾病に拡大。
2019	31年	3月, 「函館市自殺対策行動計画～誰も自殺に追い込まれることのない函館市の実現を目指して～」を策定。
2020	令和 2年	新型コロナウイルス感染症流行。
2021	3年	3月, 「第6期函館市障がい福祉計画」を障がい保健福祉課と策定。 3月, 「第9次函館市高齢者保健福祉計画, 第8期函館市介護保険事業計画」を介護保険課等と策定。
2023	5年	5月, 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが五類感染症へ移行(5月8日～)。

### 3 保健所の沿革

昭和12年 4月15日	北海道庁立函館健康相談所（千歳町2番地）を開設し、主として結核を中心とする予防対策を行う。
19年10月 1日	北海道庁所管の函館健康相談所および健康保険相談所ならびに逋信省所管の簡易保険健康相談所を合併し、保健所法による北海道函館保健所（千歳町2番地）として新発足。その担当区域は、函館市・大島村・小島村・松前町・大沢村・吉岡村・福島町・知内村・木古内町・茂別村・上磯町・大野村・七飯村・亀田村・銭亀沢村・戸井村・尻岸内村・榎法華村・臼尻村・尾札部村・鹿部村 の1市4町16村と定められ、この地区の公衆衛生業務を行う。
21年 8月31日	函館簡易保険健康相談所（新川町99番地）を、第2保健所と改称する。規則改正により、北海道庁函館治療院（大森町37番地）は廃止され、保健所における性病予防の一環として併合運営することとなり、第3保健所と改称する。
22年 5月 3日	新憲法および地方自治法の施行により、従前、警察署で所管していた旅館、浴場、飲食営業等の許可関係事務および保健衛生に関する業務が、保健所に移管される。
23年 6月10日	保健所法施行令の公布により、道立函館保健所を函館市に移管し、市立函館保健所（C級）として設置される。
9月 1日	函館市予算による名実共に市立函館保健所として発足。所長・次長・医局、医務係・薬務係・予防係・防疫係・公衆衛生係の5係で業務運営を行う。
24年 9月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を解体し、ここに属していた防疫係および母子衛生係を合併して、4課15係・定員60名とし、次長制を廃止する。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、診療課（第1診療係〈結核〉・第2診療係〈母子〉・第3診療係〈性病〉・試験検査係・保健看護係・エックス線係）、衛生課（食品衛生係・乳肉衛生係・環境衛生係）、予防課（防疫係・予防係・性病係）。
25年 4月 1日	A級保健所に指定される。
8月 4日	発疹チフス流行時の防疫活動に対し、GHQ北海道本部長ジョン・エス・シワツァー氏より表彰を受ける。
11月11日	性病予防法の改正により第3保健所は廃止され、北海道立函館治療院となる。
26年 2月17日	旧市民館（西川町1番地：現豊川町1番）を改造し、移転する。
4月 1日	第2保健所を廃止。
4月14日	性病診療所を併設。
4月14日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、4課13係・定員79名とする。総務課（庶務係・医務係・薬務係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（結核係・防疫係・母子衛生係・性病係・歯科衛生係）、保健指導課（衛生教育係・保健看護係・試験検査係）。
5月26日	市立函館保健所昇格ならびに移庁式挙行。
27年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部を改正し、総務課医務係と薬務係を合併し、医薬係とし、4課12係とする。
4月 1日	函館市行政機構改正により衛生課所管の市立消毒所と市立と場を保健所に併合し、衛生課は清掃課と改称され、汚物処理業務のみを行うこととなり、全般の保健衛生に関する業務は、保健所所管となる。
11月 1日	函館市優生保護相談所を併設。
29年10月 1日	と場を経済部農林課に移管。
32年 6月 8日	函館市精神衛生相談所を併設。

33年 9月15日	ふきん清掃運動および環境衛生地図を通じて、保健衛生を著しく向上させた功績により、第10回保健文化賞を受賞。 保健所創立10周年および保健文化賞受賞記念式典を挙げる。
34年 3月31日	併設の性病診療所を廃止。
7月 1日	保健所事務分掌規則の改正により、4課11係・定員92名となる。庶務課（庶務係・医薬係・衛生教育係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）、衛生試験課（細菌検査係・理化学試験係）。
36年 1月 1日	U2型保健所となる。
37年 4月 1日	函館市行政機構改正により、衛生部を新設し、保健所はその管轄下に入り、3課9係定員101名となり、予防係に試験検査室を設ける。業務課（業務係・衛生教育係・医薬係）、衛生課（環境衛生係・食品獣疫係）、予防課（予防係・防疫係・結核係・保健看護係）。 衛生試験課は函館市衛生試験所（細菌検査係・理化学試験係）として独立する。衛生部に庶務課（庶務係）を新設。
38年 8月 9日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。衛生課食品獣疫係を食品衛生係と獣疫係に分ける。 衛生試験所に、臨床検査係を新設。
40年 5月 1日	衛生課環境衛生係内に専任の公害担当の職員を配置。
6月30日	精神衛生法の改正により、併設の函館市精神衛生相談所を廃止。
41年12月17日	函館市野犬抑留所開設。
42年 8月17日	函館市行政機構改正により、保健所は3課10係となる。業務課（医務薬事係・衛生教育係）、衛生課（生活環境係・営業衛生係・食品衛生係・畜犬と畜係）、予防課（結核係・防疫係・予防係・保健看護係）。 衛生部庶務課に管理係を新設。
45年12月 1日	函館市行政機構改正により、衛生試験所理化学試験係を食品試験係と環境試験係に分ける。
46年 3月 1日	食生活改善普及推進員制度を創設。
48年 4月17日	函館市行政機構改正により、企画部に属していた公害対策課（調整係・対策係・調査係）を衛生部に移管。
5月 1日	函館市亀田母子健康センター開設。
10月 1日	新庁舎（五稜郭町16番1号）が完成し業務を開始する。
11月 1日	新庁舎落成式典挙げる。
11月12日	分庁舎（末広町）内に西部健康相談室を開設。
12月 1日	U1型保健所となる。
49年 7月24日	函館市行政機構改正により、「と畜検査室」を新設、保健所は3課1室10係となる。
50年 8月 1日	函館市行政機構改正により、公害対策課を新設の環境部に移管。
10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「生活環境係」を「環境衛生係」に、予防課の「結核係」「防疫係」「予防係」を「結核成人病係」「予防係」「保健係」に改める。
51年 6月 1日	保健所庁舎内に、公設民営による夜間急病センターを開設。
6月 7日	分庁舎内にあった西部健康相談室を豊川ビル1階（豊川町1番5号）に移転し、業務を開始する。
52年 3月31日	函館市消毒所を廃止。
8月27日	第1回市民健康教室を開催。
10月31日	函館市行政機構改正により、衛生部を廃止する。これにより衛生部庶務課および保健所業務課を統合、保健所管理課として庶務係、医務薬事係、衛生教育係の3係とする。



52年10月31日	保健所事務分掌の一部改正により、「と畜検査室」を「食肉検査所」に改める。
53年 4月 1日	市民部国民保健課に属していた保健婦を保健所予防課の所属とする。
55年10月 1日	保健所庁舎内にあった夜間急病センターを、白鳥町13番32号に移設し、診療を開始する。
56年 6月 1日	健康づくりモデル地域育成事業を開始。
58年 4月 1日	老人保健法に基づく基本健康診査を保健所内および巡回により開始。胃がん検診を医療機関委託により開始。
61年 4月 1日	函館市行政機構改正により、函館市亀田母子健康センターおよび西部健康相談室を廃止。保健所事務分掌規則の一部改正により、衛生課の「畜犬係」を「動物衛生係」に改める。
63年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課の「衛生教育係」を廃止し、その事務を管理課「医務薬事係」と予防課に分掌させる。また、予防課の「保健看護係」を廃止し、主査制に改める。
10月31日	函館市野犬抑留所改築なる。
平成元年 4月 1日	乳がん検診、子宮がん検診を医療機関委託により開始。
9月26日	第1回保健所まつり（市民部所管）開催。
4年12月 1日	H I V抗体検査を開始。
5年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、管理課に「衛生行政係」を新設し、衛生課の「営業衛生係」を廃止し、その事務を「環境衛生係」と「食品衛生係」に分掌させる。 また、「予防課」を「保健予防課」に改め、4係5主査制とし、「健康増進係」「予防係」「成人保健係」「保健福祉係」の各係とする。
5月 1日	運動普及推進員制度を創設。
8月12日	保健所庁舎内にエレベーターを新設し、供用開始する。
6年 9月 1日	肺がん検診を医療機関委託により開始。
7年 3月 1日	市民健康づくり推進員制度を発足。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課に主幹を設ける。保健・福祉の連携による「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を保健所と中央福祉事務所に開設。
9月 6日	女性健康診査（骨量測定検査を含む）を開始。
9月22日	骨粗しょう症検診を開始。
8年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の主幹を廃止し、保健予防課を「保健予防課」と「健康増進課」に分割する。これにともない旧保健予防課の「予防係」と「保健福祉係」を廃止し、保健予防課に「感染症対策係」、「母子保健係」、「精神保健係」を新設する。また、健康増進課に旧保健予防課の「健康増進係」、「成人保健係」を分掌する。 「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を亀田福祉事務所に開設。
9年 4月 1日	市民健康まつり、市民部より移管。
6月 1日	大腸がん検診を医療機関委託により開始。
6月16日	老人性痴呆予防健康診査「はつらつ健診」を開始。
10年 3月23日	母子の健康や育児環境の向上を目指し、「函館市母子保健計画」を策定。
10月 1日	第10回市民健康まつり（実行委員会主催）開催。
11年 4月 1日	衛生試験所設置条例施行規則の一部改正により、係を廃止し、主査制を置く。
7月22日	「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を制定。
13年10月18日	牛海綿状脳症（B S E）スクリーニング全頭検査を開始する。
11月22日	高齢者インフルエンザ予防接種事業（定期接種）を開始する。
14年 3月31日	健康診断を廃止。

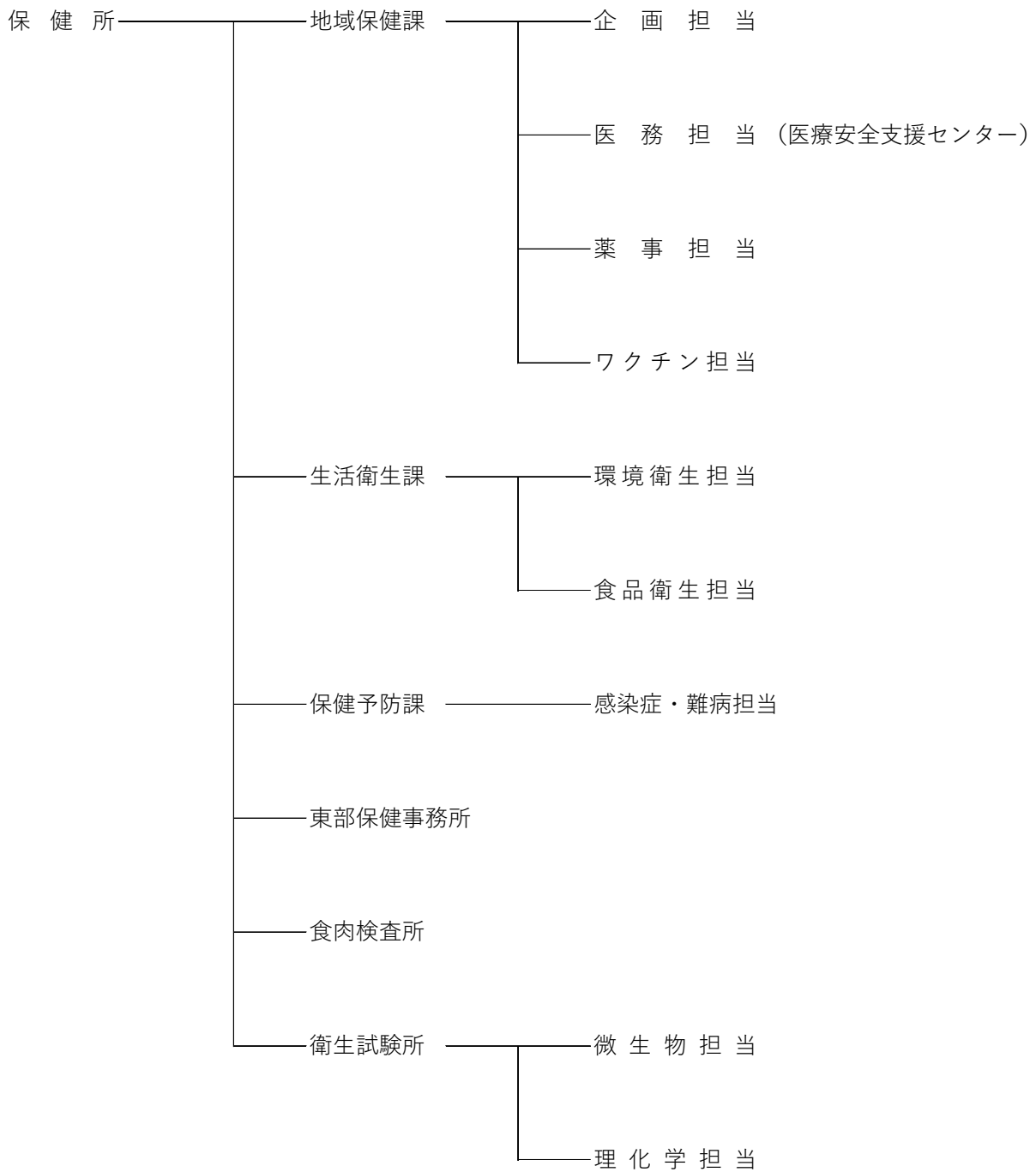
14年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、「衛生課」を「生活衛生課」に改める。また、保健予防課に「痴呆対策係」「難病対策係」を新設し、保健予防課の「母子保健係」を健康増進課へ移管する。
15年 3月 1日	「健康はこだて21」および「第2次函館市母子保健計画」を策定。
4月 1日	「保健所」「衛生試験所」「健康増進センター」および「口腔保健センター」の4つの機能を有する「函館市総合保健センター」（五稜郭町23番1号）が完成し業務を開始する。 新庁舎落成式典挙る。
16年 4月 1日	「函館市畜犬取締および野犬掃とう条例」の一部改正により、条例名を「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に改め、これに伴い「函館市野犬抑留所」から「函館市犬抑留所」へ名称を変更する。
17年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健予防課の「痴呆対策係」を「認知症対策係」に改める。
11月27日	保健所来庁者駐車場に自動管理システムを導入し、供用開始する。 （供用時間 7時から21時30分まで）
18年11月29日	「函館市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。
19年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、戸井支所、恵山支所、榎法華支所、南茅部支所の保健衛生業務を掌る「東部保健事務所」（所長：榎法華支所市民福祉課長兼務）が新設される。 また、生活衛生課、保健予防課、健康増進課において係を廃止し、主査制とする。 衛生試験所で3担当制を2担当制とし、環境試験を廃止する。保健所の「高齢者保健・福祉総合相談窓口」を廃止する。
6月 1日	議会对応等の行政事務を所管させるため保健所参事1級を新設し、保健所長は医学的・疫学的な医師の専門分野に関する事項を所管する体制とする。 衛生試験所にノロウイルス検査機器（リアルタイムPCRシステム）を導入し、ノロウイルスの検査体制を整備する。
10月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、健康づくり推進室を新設し、健康増進課を健康づくり推進室に所属する課とする。
20年 4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、保健所次長の廃止および医務長が新設される。 また、管理課の名称を保健企画課と改め係を廃止し、主査制とする。医務薬事課を新設し、主査制とする。 老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、保健所で実施していた基本健康診査は廃止となり、新たに各医療保険者による特定健康診査と特定保健指導が開始される。 なお、函館市では市民部国保年金課所管による国民健康保険加入者への特定健康診査と、健康づくり推進室健康増進課所管による特定保健指導が6月から開始される。 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業を開始する。 函館市医療安全支援センターを保健所内に設置し、事務局を医務薬事課に置く。（医療相談窓口）
9月 1日	健康体操「函館いか踊り体操」を創作。
9月29日	「健康はこだて21（改訂版）」を策定。
12月 1日	白鳥町13番32号にあった夜間急病センターを、函館市総合保健センター2階に移設、社団法人函館市医師会を管理者として指定管理者制度を導入する。

20年12月 1日	保健所来庁者駐車場の供用時間を変更する。 (供用時間 7時から翌日2時まで)
21年 4月 1日	東部保健事務所長を専任化する。
4月28日	新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行に対応するため、函館市新型インフルエンザ対策本部を設置(要綱設置)し、各種対策を実施する。
9月 1日	女性特有のがん検診推進事業を開始する。
22年 4月 1日	地域に親しまれてきた銭湯を確保することを目的に、市が支援を行う普通浴場の基準を定めた「函館市普通浴場の確保を図るための指針」を策定。
6月 8日	温泉資源の適正利用と温泉資源保護を目的とした「函館市温泉資源保護指針」を策定。
8月12日	「函館市新型インフルエンザ対策行動計画(改訂版)」を策定。
23年 1月 1日	子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業を開始する。(※平成25年4月、定期接種化)
3月29日	「はこだてげんきな子 食育プラン(函館市食育推進計画)」を策定。
4月 1日	保健所事務分掌規則の一部改正により、母子保健課を新設し、健康づくり推進室に所属する課とする。
6月 3日	自殺予防対策として、夜間の電話相談「函館いのちのホットライン」を開設。
6月21日	平成24年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に伴い、総合保健センター周辺世帯のテレビ難視聴が解消されることから、函館市総合保健センターから各難視聴世帯に敷設していた、電波障害防除設備の撤去工事に着手(8月26日完了)。
8月21日	第23回市民健康まつり(実行委員会主催)開催。市民健康まつりの開催は、平成23年度をもって終了となる。
9月 1日	働く世代への大腸がん検診推進事業、肝炎ウイルス検診個別勧奨事業を開始する。
24年 3月22日	市立函館保健所運営協議会条例を廃止。同協議会の開催は、平成23年度をもって終了となる。
4月 1日	福祉・保健行政等の組織再編により、保健所と福祉部を統合し「保健福祉部」を、子どもに関する施策を一元的に所管する「子ども未来部」を新設する。保健所は地域保健法に規定する保健所業務を専門的に所管する組織として、保健福祉部内に位置付ける。 保健所内の組織機構については、保健所参事1級および健康づくり推進室を廃止し保健所次長を新設、保健企画課と医務薬事課を統合して地域保健課を新設し、保健予防課の精神保健・認知症担当と健康増進課は保健福祉部に、医務長および母子保健課は子ども未来部に移管する。 これらの組織再編により保健所は、地域保健課、生活衛生課、保健予防課、東部保健事務所、食肉検査所、衛生試験所の3課3所体制となる。 犬または猫の引取り手数料を新設し、犬抑留所の管理業務を民間委託する。
7月11日	衛生試験所に食品の残留農薬検査機器(液体クロマトグラフ質量分析装置)を導入する。
12月 7日	衛生試験所に放射性物質検査機器(ゲルマニウム半導体検出器)を導入する。
25年 2月 1日	食品の放射性物質に係る依頼検査を開始する。
4月13日	函館市新型インフルエンザ等対策本部条例を施行する。
7月 1日	全頭検査を実施してきた牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査対象月齢を「48か月超」に引き上げる。
26年 4月 1日	風しん抗体検査を開始する。
4月28日	新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)第8条に基づき、「函館市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定。

26年 7月 1日	夜間急病センターの診療時間を30分延長する。 (診療時間 19時30分から翌日の0時30分まで)
10月 1日	高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業(定期接種)を開始する。
27年 4月 1日	難病法に基づき「函館市難病対策地域協議会」を設置。
29年 4月 1日	健康牛の牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査を廃止する。 「硫黄泉を利用する温泉施設監視指導等要領」を策定し、硫化水素濃度を測定する監視指導を開始する。
令和元年 7月 8日	成人の風しん抗体検査・予防接種事業を開始する。(令和4年度末まで)
11月26日	「函館市業務継続計画(新型インフルエンザ編)」を策定。
2年 2月 1日	「函館市犬抑留所」から「函館市犬猫管理所」へ名称を変更する。
3月12日	衛生試験所で新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査を開始する。
4月 8日	新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づき、函館市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。 「函館市業務継続計画(新型コロナウイルス感染症編)」を策定。
3年 1月27日	新型コロナウイルスワクチン接種事業(予防接種法第6条第1項に基づく臨時の予防接種)を開始する。
4月 1日	夜間急病センターの診療時間を30分短縮する。 (診療時間 19時30分から翌日の0時まで)
5月29日	函館市総合保健センターでの新型コロナウイルスワクチン集団接種を開始する。
4年 3月21日	まん延防止等重点措置終了に伴い、函館市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止。

## 4 組織機構

### (1) 機構



(令和5年4月1日現在)

(2) 職員数

① 職位別・職種別職員数（令和5年6月15日現在）

区分	総数	保健所長	保健所次長	地域保健課					生活衛生課			保健予防課 感染症・難病	東部保健事務所	食肉検査所	衛生試験所	
				計	企画	医務	薬事	ワクチン	計	環境衛生	食品衛生					
職員総数	78	1	1	20	5	3	3	9	20	11	9	16	5	9	6	
職位	所長	1	1													
	所次長	1		1												
	課長	5			1	1			1	1		1	1	1	※1	
	主査	17			6	1	1	1	3	5	2	3	2	1	1	2
	一般	39			10	2	2	2	4	10	5	5	9	3	4	3
	会計年度(専門職)	15			3	1			2	4	3	1	4		3	1
職種	医師	1	1													
	獣医師	12							3	1	2			6	3	
	獣医師(会任)	2												2		
	薬剤師	3			2		1	1	1		1					
	保健師	12			1		1					7	4			
	保健師(会任)	1			1				1							
	看護師(会任)	4			1				1			3				
	臨床検査技師															
	その他(事務系)	34		1	14	4	1	2	7	12	7	5	5	1		1
	その他(事務会任専門)	4			1	1				1		1	1		1	
	その他(技術系)	1														1
その他(技術会任専門)	4								3	3					1	

会任：会計年度任用職員 ※は事務取扱および兼務職員数

② 監視員等職員数（令和5年6月15日現在）

医療監視員	10	1	1	8	1	3	3	1							
薬事監視員	6	1		5		2	2	1							
食品衛生監視員	16								10	2	8				6
環境衛生監視員	16								16	8	8				
温泉監視員	8								8	8					
狂犬病予防員	3								3	1	2				
感染症法15条および35条職員	18											13	5		
と畜検査員	8														8

※会計年度任用職員（専門職）含む。

### (3) 事務分掌

#### 保健所

##### 地域保健課

- (1) 施設の整備および管理に関すること。
- (2) 衛生行政に係る企画および調整に関すること。
- (3) 地域保健医療に関すること。
- (4) 人口動態調査および国民生活基礎調査に関すること。
- (5) がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票に関すること。
- (6) 夜間急病センターに関すること。
- (7) 医療法，医師法，歯科医師法，歯科衛生士法，歯科技工士法，診療放射線技師法，臨床検査技師等に関する法律，保健師助産師看護師法，あん摩マツサージ指圧師，はり師，きゆう師等に関する法律，柔道整復師法，栄養士法および死体解剖保存法に関すること。
- (8) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律，薬剤師法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法，大麻取締法，あへん法，覚醒剤取締法，安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律，有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および北海道急性中毒患者届出条例に関すること。
- (9) 医療施設等に係る調査，指導および諸報告に関すること。
- (10) 医療相談窓口に関すること。
- (11) 母体保護法に基づく受胎調節実地指導員に関すること。

##### 生活衛生課

- (1) そ族昆虫等に関すること。
- (2) 建築物の衛生指導に関すること。
- (3) 上水道および飲料水の衛生に関すること。
- (4) 温泉法に関すること。
- (5) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律，公衆浴場法，理容師法，美容師法およびクリーニング業法に関すること。
- (6) 墓地，埋葬等に関する法律および北海道胞衣及び産わい物処理条例に関すること。
- (7) 食品表示法に関すること（国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項および食品等の収去に係るものに限る。）ならびに食品衛生法，製菓衛生師法および調理師法に関すること。
- (8) 食品衛生優良店舗の表彰に関すること。
- (9) 興行場法および旅館業法に関すること。
- (10) 狂犬病予防法に関すること。
- (11) 犬による危害の防止に関すること。
- (12) 動物の愛護及び管理に関する法律に関すること。
- (13) 化製場等に関する法律に関すること。

## 保健予防課

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。
- (2) 定期の予防接種（成人男性の風しん、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に係るものを除く。）を除く予防接種法に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に関すること。
- (4) 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診に関すること。
- (5) 感染症診査協議会に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健所長の権限に属する事務および相談指導等に関すること。
- (7) 難病に関すること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものを除く。）。
- (8) 原子爆弾被爆者に対する健康診断の実施の通知等に関すること。

## 東部保健事務所

戸井支所，恵山支所，椴法華支所および南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。
- (2) 定期の予防接種（成人男性の風しん、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく保健所長の権限に属する事務および相談指導等に関すること。
- (4) 難病に関すること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るものを除く。）。

## 食肉検査所

- (1) と畜場法に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関すること。

## 衛生試験所

- (1) 微生物学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。
- (2) 理化学的な試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。
- (3) その他保健衛生に係る試験検査および調査研究ならびにこれらの指導に関すること。



## 5 保健所関連施設

### (1) 函館市総合保健センター

所在地 函館市五稜郭町23番1号

敷地 5,750.67㎡

(駐車場70台,うち身障者用2台)

建物 7,986.96㎡

(地上4階,塔屋階1階)

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造



### (2) 函館市犬猫管理所

所在地 函館市見晴町36番地4

敷地 1,712.39㎡

建物 140.40㎡

構造 補強コンクリートブロック造



### (3) 東部保健事務所

所在地 函館市新浜町156番地1

(函館市榎法華支所2階)



### (4) 食肉検査所

所在地 函館市西桔梗町555番地5

(榑北海道畜産公社函館工場内)

建物 140.94㎡

構造 木造モルタル平屋建

(榑北海道畜産公社函館工場から借上)



## 6 予 算 (一般会計)

(単位：千円)

款 項 目	令和5年度 当初予算額	財 源 内 訳 ( 令 和 5 年 度 分 )						令和4年度 当初予算額
		特 定 財 源					一般財源	
		国 庫 支出金	道支出金	起債	使用料及 び手数料	その他		
衛生費	3,971,582	2,399,778	702,497	9,300	56,163	13,802	790,042	1,753,648
保健衛生費	3,971,582	2,399,778	702,497	9,300	56,163	13,802	790,042	1,753,648
保健衛生 総務費	223,672	6,830	17,661	9,300	2,921	13,799	173,161	198,068
感染症等 予防費	3,697,221	2,392,415	684,032	-	-	3	620,771	1,505,454
環境衛生 費	50,689	533	804	-	53,242	-	-3,890	50,126

## 7 各種協議会・専門委員会

### (1) 市立函館保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条および市立函館保健所感染症診査協議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、法に基づく入院勧告および入院の期間の延長ならびに医療費の負担に関する必要な事項の審議を行うため、設置している。

令和4年度 結核部会 15回開催

市立函館保健所感染症診査協議会委員（令和5年4月1日現在）

区分	氏名	公職または役職名	結核部会兼務
会長	森 裕 二	函館五稜郭病院臨床顧問	○
副会長	蒲 池 匡 文	亀田病院理事長	○
委員	小 熊 恵 二	国立病院機構函館病院臨床検査科長	○
〃	酒 井 好 幸	市立函館病院医療部長	○
〃	川 合 裕 紀 子	元中学校校長	○
〃	山 内 良 輔	弁護士	○

### (2) 函館市予防接種健康被害調査委員会

函館市予防接種健康被害調査委員会運営要綱に基づき、市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を行うため、設置している。

令和4年度 開催実績なし（書面による調査回数3回）

函館市予防接種健康被害調査委員会（令和5年10月10日現在）

区分	氏名	公職または役職名
委員	大 原 正 範	函館市医師会会長
〃	久 保 田 達 也	函館市医師会副会長
〃	平 川 賢 史	札幌医科大学助教
〃	山 田 隆 良	市立函館保健所長

### (3) 函館市エイズ対策推進協議会

函館市エイズ対策推進協議会設置要綱に基づき、市における後天性免疫不全症候群（エイズ）の感染予防およびまん延防止について、関係機関・団体と連携を図り、エイズ対策を総合的に推進するため、設置している。

令和4年度 1回開催（書面による開催）

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、書面開催により活動状況等の周知を図った。

函館市エイズ対策推進協議会委員（令和5年7月1日現在）

区分	氏名	公職または役職名
委員	久保田 達也	函館市医師会副会長
〃	古御堂 徹	北海道高等学校長協会道南支部
〃	小葉松 洋子	函館・性と薬物を考える会会長
〃	保村 毅	北海道赤十字血液センター函館事業所所長
〃	池田 公貴	函館市中学校長会
〃	堤 豊	市立函館病院（エイズ拠点病院）血液内科主任医長
〃	大岡 裕子	函館人権擁護委員協議会

(4) 函館市難病対策地域協議会

難病の患者に対する医療等に関する法律第32条第1項および函館市難病対策地域協議会設置要綱に基づき、関係機関・団体と連携を図り、地域の実情に応じた難病患者への支援体制の整備を図るため、設置している。

令和4年度 1回開催（書面による開催）

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、書面開催により活動状況等の周知を図った。

函館市難病対策地域協議会委員（令和5年4月1日現在）

区分	氏名	公職または役職名
会長	丸尾 泰則	函館市医師会
副会長	加藤 元康	函館歯科医師会
委員	小椋 庸隆	函館市医師会
〃	長浜谷 耕司	函館薬剤師会常務理事
〃	齋藤 こずえ	道南訪問看護ステーション連絡協議会
〃	佐藤 秀臣	北海道難病連函館支部支部長
〃	工藤 篤志	北海道医療ソーシャルワーカー協会
〃	宮崎 裕子	函館市ホームヘルパー連絡協議会
〃	岸田 理架	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会
〃	深見 亘	北海道教育庁渡島教育局教育支援課長
〃	北間 雄一	函館公共職業安定所統括職業指導官



## II 保健衛生編

- 1 難病対策
- 2 感染症予防
- 3 夜間急病センター
- 4 実習指導

※精神保健については、「保健福祉部の概要」に掲載。





# 1 難病対策

## (1) 特定医療費(指定難病)支給制度, 特定疾患・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、国または北海道の指定する難病に罹患し、その病状の程度が認定基準に該当するとき、または高額な医療の継続が必要と認められる場合に、患者の負担軽減を図るため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道（保健所は申請手続きの窓口）。

表1-1 特定医療費(指定難病)受給者証交付状況(令和4年度末現在)

疾 病 名	総 数			内 訳					
	計	男	女	新 規			継 続		
				計	男	女	計	男	女
球 脊 髓 性 筋 萎 縮 症	2	2	-	-	-	-	2	2	-
筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症	22	13	9	8	7	1	14	6	8
脊 髓 性 筋 萎 縮 症	1	1	-	-	-	-	1	1	-
原 発 性 側 索 硬 化 症	1	-	1	-	-	-	1	-	1
進 行 性 核 上 性 麻 痺	25	14	11	6	4	2	19	10	9
バ ー キ ン ソ ン 病	371	161	210	60	29	31	311	132	179
大 脳 皮 質 基 底 核 変 性 症	16	3	13	4	1	3	12	2	10
ハ ン チ ン ト ン 病	3	1	2	-	-	-	3	1	2
神 経 有 棘 赤 血 球 症	1	1	-	1	1	-	-	-	-
シ ャ ル コ ー ・ マ リ ー ・ ト ウ ー ス 病	1	-	1	-	-	-	1	-	1
重 症 筋 無 力 症	78	25	53	9	3	6	69	22	47
多 発 性 硬 化 症 / 視 神 経 脊 髓 炎	51	9	42	9	1	8	42	8	34
慢 性 炎 症 性 脱 髓 性 多 発 性 神 経 炎 / 多 果 性 運 動 ニ ュ ー ロ パ チ ー	10	6	4	3	3	-	7	3	4
封 入 体 筋 炎	2	2	-	1	1	-	1	1	-
ク ロ ウ ・ 深 瀬 症 候 群	1	1	-	-	-	-	1	1	-
多 系 統 萎 縮 症	22	11	11	5	2	3	17	9	8
脊 髓 小 脳 変 性 症 (多 系 統 萎 縮 症 を 除 く)	68	30	38	7	3	4	61	27	34
ラ イ ソ ー ム 病	1	1	-	-	-	-	1	1	-
ミ ト コ ン ド リ ア 病	6	4	2	-	-	-	6	4	2
も や も や 病	16	6	10	1	1	-	15	5	10
プ リ オ ン 病	2	1	1	1	-	1	1	1	-
垂 急 性 硬 化 性 全 脳 炎	1	-	1	-	-	-	1	-	1
HTLV-1 関 連 脊 髓 炎	3	-	3	-	-	-	3	-	3
特 発 性 基 底 核 石 灰 化 症	1	1	-	-	-	-	1	1	-
全 身 性 ア ミ ロ イ ド ー シ ス	8	6	2	3	1	2	5	5	-
神 経 線 維 腫 瘍 症	7	4	3	-	-	-	7	4	3
天 疱 瘡	12	1	11	3	-	3	9	1	8
膿 疱 性 乾 癬 (汎 発 型)	3	-	3	-	-	-	3	-	3
ス テ ー プ ン ス ・ ジ ョ ン ソ ン 症 候 群	1	-	1	-	-	-	1	-	1
高 安 動 脈 炎	9	3	6	-	-	-	9	3	6
巨 細 胞 性 動 脈 炎	1	1	-	-	-	-	1	1	-
結 節 性 多 発 動 脈 炎	1	1	-	-	-	-	1	1	-
顕 微 鏡 的 多 発 血 管 炎	8	5	3	1	-	1	7	5	2
多 発 血 管 炎 性 肉 芽 腫 症	2	-	2	-	-	-	2	-	2
好 酸 球 性 多 発 血 管 炎 性 肉 芽 腫 症	12	3	9	2	1	1	10	2	8
悪 性 関 節 リ ウ マ	5	3	2	-	-	-	5	3	2
バ ー ジ ャ ー 病	7	7	-	1	1	-	6	6	-
全 身 性 エ リ テ マ ト ー デ ス	138	14	124	4	1	3	134	13	121
皮 膚 筋 炎 / 多 発 性 筋 炎	40	12	28	3	1	2	37	11	26
全 身 性 強 皮 症	49	4	45	6	-	6	43	4	39
混 合 性 結 合 組 織 病	14	3	11	2	-	2	12	3	9
シ ェ ー グ レ ン 症 候 群	249	11	238	12	1	11	237	10	227
成 人 ス チ ル 病	9	4	5	1	-	1	8	4	4
再 発 性 多 発 軟 骨 炎	1	1	-	-	-	-	1	1	-
ベ ー チ ョ ッ ト 病	33	16	17	3	1	2	30	15	15
特 発 性 拡 張 型 心 筋 症	41	31	10	4	2	2	37	29	8
肥 大 型 心 筋 症	14	9	5	-	-	-	14	9	5

疾 病 名	総 数			内 訳					
				新 規			継 続		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
再生不良性貧血症	13	3	10	-	-	-	13	3	10
自己免疫性溶血性貧血症	2	1	1	-	-	-	2	1	1
発作性夜間ヘモグロビン尿症	3	-	3	1	-	1	2	-	2
特発性血小板減少性紫斑病	33	7	26	5	1	4	28	6	22
原発性免疫不全症候群	7	4	3	-	-	-	7	4	3
IgA腎症	16	6	10	3	2	1	13	4	9
多発性嚢胞腎	34	11	23	2	1	1	32	10	22
黄色靱帯骨化症	17	8	9	5	3	2	12	5	7
後縦靱帯骨化症	79	44	35	12	9	3	67	35	32
広範脊柱管狭窄症	2	1	1	-	-	-	2	1	1
特発性大腿骨壊死症	44	24	20	7	5	2	37	19	18
下垂体性ADH分泌異常症	7	1	6	4	1	3	3	-	3
下垂体性PRL分泌亢進症	8	5	3	1	-	1	7	5	2
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	-	5	-	-	-	5	-	5
下垂体前葉機能低下症	38	22	16	6	4	2	32	18	14
先天性副腎皮質酵素欠損症	2	-	2	-	-	-	2	-	2
アジソン病	2	-	2	-	-	-	2	-	2
サルコイドーシス	31	8	23	3	1	2	28	7	21
特発性間質性肺炎	39	26	13	9	7	2	30	19	11
肺動脈性肺高血圧症	4	-	4	-	-	-	4	-	4
慢性血栓栓性肺高血圧症	7	4	3	1	1	-	6	3	3
リンパ管筋腫症	2	-	2	-	-	-	2	-	2
網膜色素変性症	27	12	15	2	1	1	25	11	14
バッド・キアリ症候群	1	-	1	1	-	1	-	-	-
原発性胆汁性胆管炎	46	5	41	1	-	1	45	5	40
原発性硬化性胆管炎	2	-	2	1	-	1	1	-	1
自己免疫性肝炎	33	3	30	3	-	3	30	3	27
クローン病	123	85	38	7	4	3	116	81	35
潰瘍性大腸炎	280	138	142	31	17	14	249	121	128
好酸球性消化管疾患	4	2	2	1	-	1	3	2	1
慢性特発性偽性腸閉塞症	2	-	2	1	-	1	1	-	1
若年性特発性関節炎	1	-	1	-	-	-	1	-	1
筋ジストロフィー	24	13	11	4	2	2	20	11	9
脊髄空洞症	2	-	2	-	-	-	2	-	2
アイザックス症候群	2	-	2	2	-	2	-	-	-
脳表ヘモジデリン沈着症	2	2	-	1	1	-	1	1	-
前頭側頭葉変性症	1	1	-	-	-	-	1	1	-
中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	1	1	-	-	-	-	1	1	-
ドラベ症候群	1	1	-	-	-	-	1	1	-
レノックス・ガストー症候群	2	2	-	1	1	-	1	1	-
ラスムツセン脳炎	1	-	1	-	-	-	1	-	1
レット症候群	1	-	1	-	-	-	1	-	1
スタージ・ウェーバー症候群	1	1	-	-	-	-	1	1	-
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	10	5	5	3	1	2	7	4	3
特発性後天性全身性無汗症	1	-	1	-	-	-	1	-	1
マルファン症候群	2	1	1	1	1	-	1	-	1
ウイールソン病	1	-	1	-	-	-	1	-	1
1p36欠失症候群	1	1	-	1	1	-	-	-	-
脆弱X症候群関連疾患	1	1	-	1	1	-	-	-	-
フロロ一四徴症	1	-	1	-	-	-	1	-	1
両大血管右室起始症	1	-	1	-	-	-	1	-	1
エプスタイン病	1	-	1	-	-	-	1	-	1
急速進行性糸球体腎炎	7	1	6	-	-	-	7	1	6
抗糸球体基底膜腎炎	2	2	-	-	-	-	2	2	-
一次性ネフローゼ症候群	34	17	17	6	4	2	28	13	15
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	1	-	-	-	-	1	1	-
紫斑病性腎炎	1	1	-	-	-	-	1	1	-
間質性膀胱炎(ハンナ型)	1	-	1	-	-	-	1	-	1
オスラ一病	4	2	2	1	-	1	3	2	1
肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	1	-	1	1	-	-	-	-
フェニルケトン尿症	1	-	1	1	-	1	-	-	-
リジン尿性蛋白症	1	1	-	1	1	-	-	-	-
ポルフイリン症	1	-	1	-	-	-	1	-	1



疾 病 名	総 数			内 訳					
				新 規			継 続		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
家 族 性 地 中 海 熱	1	1	-	-	-	-	1	1	-
強 直 性 脊 椎 炎	6	2	4	-	-	-	6	2	4
軟 骨 無 形 成 症	1	1	-	-	-	-	1	1	-
巨大リンパ管奇形（顔部顔面病変）	1	1	-	1	1	-	-	-	-
巨大動静脈奇形（顔部顔面又は四肢病変）	1	-	1	1	-	1	-	-	-
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	1	-	-	-	-	1	1	-
後 天 性 赤 芽 球 癆	1	-	1	-	-	-	1	-	1
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	-	-	-	-	1	1	-
I g G 4 関 連 疾 患	8	6	2	2	1	1	6	5	1
好 酸 球 性 副 鼻 腔 炎	16	8	8	10	5	5	6	3	3
特 発 性 多 中 心 性 キ ャ ッ ス ル マ ン 病	4	4	-	-	-	-	4	4	-
計	2,435	932	1,503	305	143	162	2,130	789	1,341

表 1-2 特定疾患治療研究事業給付状況（令和4年度末現在）

国 指 定	疾 病 名	総 数			内 訳						
					新 規			継 続			
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	
ス	モ	ン	5	1	4	-	-	-	5	1	4
道 指 定	シ ョ ー グ レ ン 症 候 群	33	1	32	-	-	-	33	1	32	
	自 己 免 疫 性 溶 血 性 貧 血	3	-	3	-	-	-	3	-	3	
	自 己 免 疫 性 肝 炎	8	2	6	-	-	-	8	2	6	
	突 発 性 難 聴	5	1	4	1	-	1	4	1	3	
	ス テ ロ イ ド ホ ル モ ン 産 生 異 常 症	10	3	7	1	-	1	9	3	6	
	難 治 性 肝 炎	1	-	1	-	-	-	1	-	1	
	特 発 性 間 質 性 肺 炎 （ 特 例 ）	1	1	-	-	-	-	1	1	-	
	肥 大 型 心 筋 症 （ 特 例 ）	1	1	-	-	-	-	1	1	-	
計	62	9	53	2	-	2	60	9	51		

表 2 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業給付状況（令和4年度末現在）

疾 病 名	総 数			内 訳					
				新 規			継 続		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
先天性血液凝固因子障害	14	12	2	1	1	-	13	11	2

(2) 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅酸素療法および人工呼吸療法を必要とする呼吸器機能障がい者に対し、酸素濃縮器および人工呼吸器の使用に係る電気料金の一部を助成する。実施主体は北海道（保健所は申請手続きの窓口）。

表 3 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定状況（令和4年度末現在）

総 数			内 訳					
			新 規			継 続		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
153	96	57	52	34	18	101	62	39

### (3) 難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者（難病を主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療および福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者をいう。）に対し、個々の患者の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、対象患者別の在宅療養支援計画を作成し、適宜評価を行いその改善を図ることを目的として実施している。

また、難病患者の在宅療養を効果的に支援するため、保健、医療、福祉関係者などによる学習会も開催している。

（難病患者在宅療養支援学習会 令和4年度 0回開催）

※新型コロナウイルスの影響を考慮し開催中止

### (4) 難病医療相談事業

難病患者等の医療上の不安を緩和するため、難病に関する専門の医師、保健師、社会福祉士等による医療相談班を編成し、患者等の利用のし易さやプライバシーの保護に配慮し、難病医療相談会を開催している。

表4 難病医療相談会開催状況

区 分	テ ー マ	参加者
令和2年度		
令和3年度		
令和4年度		

### (5) 難病患者サポート教室

療養に必要な知識や交流を深める場を提供することにより、難病患者やその家族の療養上の孤立感を緩和し、QOLの向上を図ることを目的に実施している。

表5 難病患者サポート教室開催状況

区 分	開催回数	延参加人数 (家族含)
令和2年度	1	12
令和3年度	-	-
令和4年度	-	-

#### (6) 難病患者訪問相談事業

難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、患者のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行っている。

表6 難病患者訪問相談状況

区 分	実人数	延人数
令和2年度	20	33
令和3年度	15	23
令和4年度	8	10

#### (7) 難病患者訪問指導（診療）事業

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の不安を緩和するため、専門医、保健師、理学療法士等で構成する訪問指導（診療）班を派遣し、在宅療養に必要な医学的指導等を行っている。

表7 難病患者訪問指導（診療）状況

区 分	実人数	延人数
令和2年度	2	2
令和3年度	2	2
令和4年度	2	2

#### (8) ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況（国事業：肝炎治療特別促進事業）

B型ウイルス性肝炎およびC型ウイルス性肝炎は、インターフェロンや核酸アナログ製剤による治療が奏効すれば、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾病であることから、これらの治療に係る医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道（保健所は申請手続きの窓口）。

表8 ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付状況（令和4年度末現在）

総 数			内 訳					
			新 規			継 続		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
336	192	144	23	14	9	313	178	135

(9) ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業（道事業）

ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や肝がんの発生を防止し、患者の効果的な治療の確保を図るとともに、重症である橋本病患者の治療を支援するため医療費等の自己負担分の全額または一部を公費負担している。実施主体は北海道（保健所は申請手続きの窓口）。

表9 ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付状況  
（令和4年度末現在）

疾 病 名	総 数			内 訳					
				新 規			継 続		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
ウ イ ル ス 性 肝 炎	98	52	46	17	10	7	81	42	39
橋 本 病	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 2 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、医師・獣医師、指定届出機関からの発生届出を受理し、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、感染症発生動向を把握し、公表することにより感染症の発生予防に努めている。

また、予防接種法に基づく定期予防接種として、高齢者のインフルエンザおよび肺炎球菌感染症の予防接種を実施している。

### (1) 感染症発生届出数

表 1 全数届出感染症患者数（各年12月末現在）

区分	一類	二類	三類		四類							五類										新型コロナウイルス等感染症		
			細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	A型肝炎	エキノコックス症	ライム病	レジオネラ症	回帰熱	デング熱	アメルバ赤痢	ウイルス性肝炎（E型・A型除く）	菌科細菌感染症	カルバペネム耐性腸内細菌	ブクロイツフェルト・ヤコ病	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群	感染性インフルエンザ	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘（入院例）		梅毒	破傷風
令和2年	-	-	-	6	6	-	2	-	9	-	-	1	-	-	1	1	-	-	4	1	4	-	4	662
令和3年	-	-	-	5	1	-	3	2	3	-	-	-	1	2	-	2	1	-	4	1	-	-	-	1,524
令和4年	-	-	-	3	-	-	2	-	5	1	1	1	1	-	1	-	-	1	6	7	11	1	1	56,635

※届出数には市外在住者を含む。 ※結核は別頁に掲載

表 2 定点届出感染症患者数（令和4年12月末現在）

定点	症名	届出数	定点	症名	届出数
内科・小児科	インフルエンザ	12	産婦人科	性器クラミジア感染症	92
小児科	RSウイルス感染症	59		泌尿器科	性器ヘルペスウイルス感染症
	咽頭結膜熱	23	尖形コンジローマ		15
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	18	淋菌感染症	30	
	感染性胃腸炎	704	基幹	細菌性髄膜炎	4
	水痘	10		無菌性髄膜炎	-
	手足口病	119		マイコプラズマ肺炎	-
	伝染性紅斑	2		クラミジア肺炎	-
	突発性発しん	25		感染性胃腸炎（ロタウイルスに限る）	-
	ヘルパンギーナ	35		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	40
	流行性耳下腺炎	1		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-
眼科	急性出血性結膜炎	-		薬剤耐性緑膿菌感染症	-
	流行性角結膜炎	10			

（注）内科定点4カ所、小児科定点6カ所、眼科定点2カ所、産婦人科・泌尿器科定点各1カ所、基幹定点1カ所

## (2) HIV（エイズウイルス）抗体検査

HIV（エイズウイルス）感染者を早期に発見し、適切な治療に結びつけることにより、後天性免疫不全症候群（エイズ）の発症または重症化を予防することを目的として検査を実施している。

表3 HIV抗体検査受検状況

区 分	H I V 抗体検査件数		
	総 数	男	女
令和2年度	56	34	22
令和3年度	48	30	18
令和4年度	48	33	15

## (3) 肝炎ウイルス検診

B型肝炎、C型肝炎ウイルスの持続感染状態にあつて、自分自身が感染していることを自覚していない人を早期に発見し、適切な治療に結びつけることにより、重症化を予防することを目的として、検診を実施している。

従来の感染症法に基づく小学校3年生以上の全市民対象のウイルス性肝炎検査に加え、更に平成20年度から健康増進法の規定に基づき40歳を対象とした節目健診を実施し、平成23年度からは個別勧奨事業（40歳から60歳までの5歳刻みの者に個別に通知し、受診の勧奨を行う。）も実施している。

表4 肝炎ウイルス検診受診状況

区 分		H B s 抗原検査 (B型肝炎)			H C V 抗体検査 (C型肝炎)		
		総 数	男	女	総 数	男	女
令和2年度	ウイルス性肝炎検査 (小学3年生以上)	99	48	51	99	48	51
	節目健診 (40才)	3	1	2	3	1	2
	個別勧奨 (40才～60才)	2,106	896	1,210	2,106	897	1,209
令和3年度	ウイルス性肝炎検査 (小学3年生以上)	95	48	47	95	48	47
	節目健診 (40才)	2	1	1	2	1	1
	個別勧奨 (40才～60才)	1,595	661	934	1,595	661	934
令和4年度	ウイルス性肝炎検査 (小学3年生以上)	83	41	42	80	40	40
	節目健診 (40才)	2	1	1	2	1	1
	個別勧奨 (40才～60才)	1,602	636	966	1,603	636	967

#### (4) 風しん抗体検査

平成26年度から妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐことを目的に、抗体検査を実施している。

表5 風しん抗体検査受検状況

区 分	風しん抗体検査件数		
	総 数	男	女
令和2年度	90	71	19
令和3年度	71	59	12
令和4年度	62	52	10

#### (5) エキノコックス症検診

キツネなどを媒介として感染するエキノコックス症の予防と患者の早期発見、早期治療のため住民に対する検診を実施している。

表6 検診受診状況および患者数

区 分	受診者数	受 診 結 果		確 認 患 者
		陽 性	疑 陽 性	
令和2年度	34	-	-	-
令和3年度	48	-	-	-
令和4年度	44	-	-	-

#### (6) 結核対策

##### ① 定期の健康診断

##### ア 学校・事業所・施設での定期健康診断

労働安全衛生法や学校保健安全法に基づき、各事業所や各学校での定期健康診断として実施している。

表7 学校・事業所・施設での定期健康診断（令和4年度）

区 分	間 接 撮 影	直 接 撮 影	かくたん 喀 痰 検 査	患 者 発 見 数 (疑い含む)
事 業 所	1,655	8,632	46	-
学 校	2,911	1,965	-	-
施 設	728	2,389	-	1
計	5,294	12,986	46	1

イ 市が実施する定期結核健康診断

町会館等で行っている特定健康診査時に、65歳以上を対象とした結核健康診断を実施している。

表8 定期結核健康診断

区 分	実 施 回 数	受 診 者 実 人 員	発 見 患 者 数
令和2年度	225	5,527	-
令和3年度	222	5,842	-
令和4年度	226	5,970	-

② 接触者健康診断

結核患者の同居家族や病院、事業所、学校などで結核患者と接触があり、結核にかかっていると疑うに足りる者を対象として接触者健診を実施している。

表9 接触者健診受診状況（各年12月末現在）

区 分	患 者 家 族				そ の 他			
	受 診 者 数	健 診 結 果			受 診 者 数	健 診 結 果		
		異 常 な し	要 観 察	要 医 療		異 常 な し	要 観 察	要 医 療
令和2年	42	26	15	1	25	23	2	-
令和3年	26	13	12	1	65	64	1	-
令和4年	25	23	1	1	26	23	3	-

③ 結核患者の登録管理

表10 年齢階級別結核登録患者数（各年12月末現在）

区 分	総 数	0～4歳	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳～
令和2年	59 [25]	-	-	-	-	2 [1]	2 [1]	3 [1]	5 [2]	7 [3]	40 [17]
令和3年	57 [26]	-	-	-	-	2 [1]	2	3 [2]	4 [1]	9 [5]	37 [17]
令和4年	52 [17]	-	-	-	-	2	3 [1]	5 [1]	2	12 [5]	28 [10]

(注) 潜在性結核感染症患者を除く。[ ]内は新規登録者



表 1 1 結核登録患者活動性分類別受療状況(令和4年12月末現在)

区 分	登録患者数	活 動 性 肺 結 核					活動性肺外結核	不活動性	不明	潜在性結核感染症(別掲)
		登録時喀痰塗抹陽性・初回治療	登録時喀痰塗抹陽性・再治療	その他の結核菌陽性	菌陰性・不明	計				
入院	5	4	-	-	-	4	1	-	-	-
通院	10	3	1	5	1	10	-	-	-	4
医療なし	37	-	-	-	-	-	-	31	6	9
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	52	7	1	5	1	14	1	31	6	13

表 1 2 結核登録者数の推移(各年12月末現在)

区 分	本 年 中 登 録 者			年 間 登 録 除 外					年末現在登録者
	新規	転入	計	死亡	観察不要	転出	その他	計	
令和2年	37 [7]	1	38 [7]	10	35 [12]	1	-	46 [12]	68 [9]
令和3年	37 [7]	2 [1]	39 [8]	12	22 [3]	2	-	36 [3]	71 [14]
令和4年	31 [6]	2	33 [6]	13 [1]	25 [2]	1	-	39 [3]	65 [13]

(注) [ ] は潜在性結核感染症登録者の再掲

#### ④ 家庭訪問指導

平成17年度から函館市地域DOTS(直接服薬確認療法)事業を開始し、結核患者に対する抗結核薬の確実な服用を家庭訪問等により支援している。

平成21年度から、DOTS事業に係る支援者を拡大し、訪問看護事業所に委託することにより、きめ細やかな服薬支援を行っている。

表 1 3 家庭訪問指導件数

区 分	実 数	(再掲)DOTS件数	延 数	(再掲)DOTS件数	(別掲)
					委託機関実施DOTS件数
令和2年度	46	15	122	75	-
令和3年度	35	14	86	40	-
令和4年度	21	6	29	13	-

⑤ 精密検査

結核登録票に登録されている者で、結核の予防または医療上必要があると認めるときに精密検査を実施している。

表 1 4 精密検査状況(各年 1 2 月末現在)

区 分	精 密 検 査			
	受診者数	検 査 結 果		
		異常なし	要 観 察	要 医 療
令和 2 年	66	35	31	-
令和 3 年	52	22	30	-
令和 4 年	50	22	28	-

⑥ 医療

感染症法に基づく入院勧告および入院の期間の延長ならびに結核患者の医療費公費負担申請について、感染症の診査に関する協議会で診査し、適正な医療の普及促進に努めている。

表 1 5 結核医療費公費負担申請および承認状況(各年 1 2 月末現在)

区 分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
法第 3 7 条	申 請	58	42	61
	合 格	58	42	61
	承 認	58	42	61
法第 3 7 条の 2	申 請	63	54	49
	合 格	63	54	49
	承 認	63	54	49

(7) 予防接種

表 1 6 定期予防接種実施状況

区 分	名 称	接 種 者 数		
		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
B 類 疾 病	高齢者インフルエンザ	54,383	49,427	50,845
	高齢者肺炎球菌感染症	3,032	2,761	2,476

## (8) 保健師活動

### ① 健康相談

健康上の問題を抱えている市民に対し、健康相談を行っている。

表 1 7 健康相談受付状況

区 分	感 染 症		難 病	
	来所相談	電話相談	来所相談	電話相談
令和 2 年度	56	3,159	56	82
令和 3 年度	32	4,514	44	118
令和 4 年度	23	8,125	17	23

### ② 健康教育

地域住民組織等からの依頼により講師を派遣し、健康に関する講座等を開催している。

表 1 8 健康教育実施状況

区 分	感 染 症		難 病	
	回 数	参加人数	回 数	参加人数
令和 2 年度	9	97	1	12
令和 3 年度	9	110	-	-
令和 4 年度	8	106	-	-

### ③ 家庭訪問

在宅寝たきり者や介護者の保健指導を関係機関と連携協力し、家庭訪問指導を行っている。

表 1 9 家庭訪問指導状況

区 分	感 染 症		結 核		特 定 疾 患	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
令和 2 年度	7	9	46	122	14	25
令和 3 年度	4	4	35	86	9	12
令和 4 年度	4	4	21	29	8	10

(注) 特定疾患は保健福祉部高齢福祉課理学療法士の訪問件数を含む。

### 3 夜間急病センター

夜間の急病患者の診療を行い、市民の健康保持を図ることを目的として、夜間急病診療事業を実施するために、昭和51年6月、旧保健所庁舎（五稜郭町16番1号）内に函館市夜間急病センターを設置、昭和55年10月に白鳥町13番32号に移転し、設置当初から函館市医師会により運営されていた（公設民営）。

平成20年12月1日に、函館市総合保健センター2階に移転するとともに、指定管理者制度を導入し、函館市医師会を指定管理者として管理運営されている。

表1 疾患別利用者および二次病院転送者状況

区 分	急病センター利用者の科目内訳				二次病院への転送者数
	内 科	小児科	外 科	計	
令和2年度	4,443	1,754	2,702	8,899	450
令和3年度	4,471	2,176	2,833	9,480	481
令和4年度	4,884	2,849	2,936	10,669	459
上気道炎	1,359	1,061	1	2,421	16
インフルエンザ	87	102	-	189	-
気管支炎	77	255	-	332	-
熱性けいれん	-	7	-	7	2
喘息様気管支炎	-	28	-	28	3
気管支喘息	62	106	-	168	5
肺炎	12	1	-	13	7
伝染性疾患（風疹・麻疹等）	5	51	-	56	1
消化不良症	120	160	-	280	1
急性胃腸炎	828	497	-	1,325	15
胃・十二指腸潰瘍	36	-	-	36	-
肝・胆・すい疾患	26	-	-	26	15
急性腹症	145	7	-	152	55
心疾患	186	-	-	186	38
高血圧症	261	-	-	261	4
低血圧症	8	-	-	8	-
脳血管障がい	30	2	-	32	23
尿路疾患	317	11	-	328	11
神経疾患	313	21	-	334	5
じんましん	314	206	-	520	4
虫垂炎	14	4	-	18	22
中毒	1	1	5	7	1
外傷	4	10	1,921	1,935	127
交通事故	-	-	75	75	-
熱傷	-	-	115	115	1
皮膚疾患	95	53	270	418	2
耳鼻科疾患	135	74	32	241	9
産婦人科疾患	7	-	-	7	3
歯痛	24	12	8	44	-
その他	418	180	509	1,107	89

表2 曜日別利用者状況(令和4年度)

区分		平日	土曜日	日曜日	祝日	合計
開設	日数	243日	49日	50日	23日	365日
利用者数	総数	6,040人	1,964人	1,752人	913人	10,669人
	1日平均	24.9人	40.1人	35.0人	39.7人	29.2人

表3 受付時間帯別・年齢別利用者状況(令和4年度)

区分		利用者数		構成比率 (%)
		総数	1日平均	
受付時間帯別	19時30分～	3,083	8.4	28.9
	20時～	3,082	8.4	28.9
	21時～	2,156	5.9	20.2
	22時～	1,299	3.6	12.2
	23時～	1,049	2.9	9.8
年齢別	1歳未満	365	1.0	3.4
	1～5歳	1,891	5.2	17.7
	6～14歳	1,429	3.9	13.4
	15～59歳	4,324	11.8	40.5
	60歳以上	2,660	7.3	25.0

## 4 実習指導

表 1 学生実習状況(令和4年度)

区 分	学 校 名	実習人員
看護師	函館市医師会看護・リハビリテーション学院	37名
	函館厚生院看護専門学校	31名
保健師	北海道大学大学院	2名



### Ⅲ 生活衛生編

- 1 環境衛生
- 2 食品衛生
- 3 動物衛生
- 4 医務・薬事
- 5 衛生試験所の業務







# 1 環境衛生

市民の日常生活に密接な関係がある公衆浴場，旅館，興行場，理・美容所，クリーニング所など環境衛生営業施設に対して，関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに，主として公衆衛生の見地から監視指導を実施し，これらの営業施設の衛生水準の維持向上に努めている。

家庭，地域等における良好な生活環境に係る市民からの相談については，空き地の雑草の刈り取り，ハチの巣の除去などの害虫駆除が大半を占めている。

## (1) 施設および監視指導

### ① 営業施設

#### ・旅館等

本年度の新規申請の件数は14施設であり，新增設が4施設，営業者の変更によるものが6施設，用途変更によるものが4施設であった。

旅館，ホテル営業等に対する監視指導については，客室などの衛生指導を実施している。

#### ・理容所，美容所，クリーニング所

理容所については新規10施設，廃止17施設であり営業施設は319施設，美容所については新規27施設，廃止25施設であり，営業施設は664施設である。立入検査は，器具などの消毒指導を重点に行っている。

クリーニング所については，新規3施設，廃止27施設であり，営業施設は168施設である。立入検査については，特に水質汚濁防止法・下水道法の規制対象であるテトラクロロエチレンなどの溶剤を使用するクリーニング所に対し，廃液処理装置の管理など溶剤の適正な処理方法について重点的に指導を行っている。

#### ・公衆浴場

公衆浴場の営業施設は48施設であり，法および条例等に定める衛生保持の状況を調査し，不適合施設については改善指導を行っている。

### ② 水道施設

水道法の適用を受ける簡易専用水道については厚生労働大臣の登録検査機関からの報告書により維持管理の把握を行い，必要に応じて立入検査を実施し，維持管理についての指導を行っている。

また，専用水道については，適正な水質管理を行っているか等，立入検査を実施している。

### ③ プール

「函館市遊泳用プール衛生指導要領」に基づき，設置者から提出される報告書により維持管理の把握を行い，必要に応じて立入検査を実施し，プールの適正管理についての指導を行っている。

表 1 環境衛生関係施設数および監視指導数（各年度末現在）

区 分	施設数	新規 (許可・届出)	廃止	監視指導施設数		
				実数	延数	
令和2年度	2,323	81	69	277	277	
令和3年度	2,325	76	74	231	231	
令和4年度	2,303	61	83	233	233	
営業 関係	旅館・ホテル	150	5	4	6	6
	簡易宿所	91	9	2	9	9
	下宿	5	-	-	-	-
	興行場	2	-	-	-	-
	映画館	2	-	-	-	-
	スポーツ施設	2	-	-	-	-
	その他	6	-	-	1	1
	理容所	319	10	17	11	11
	美容所	664	27	25	27	27
	クリーニング所※	168	3	27	35	35
	コインオペレーション	76	3	2	3	3
	公衆浴場	18	-	1	18	18
	普通浴場	30	1	1	1	1
水道 施設	専用水道	2	-	1	2	2
	簡易専用水道	452	2	2	2	2
	井戸等	-	-	-	-	-
その他	畜舎・家きん舎	10	-	-	-	-
	化製場	1	-	-	-	-
	魚介・鳥類等製造貯蔵	2	-	-	-	-
	死亡獣畜取扱場	2	-	-	-	-
	墓地	83	-	-	1	1
	火葬場	4	-	-	-	-
	納骨堂	74	-	-	1	1
	特定建築物	134	1	1	112	112
プール	8	-	-	4	4	

※無店舗取次店を含む。

#### ④ 温泉

温泉法に基づき、温泉利用施設の立入検査を実施している。

表2 温泉利用許可件数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	温泉利用許可件数			立入検査数	
	許可件数	新規	廃止	実数	延数
令和2年度	619	19	37	19	19
令和3年度	637	20	2	20	20
令和4年度	653	19	3	19	19
宿泊施設	417	18	1	18	18
公衆浴場	150	-	2	-	-
老人福祉施設	58	-	-	-	-
病院・リハビリ施設	4	-	-	-	-
プー ル	-	-	-	-	-
レジャー施設	1	-	-	-	-
手・足湯	7	1	-	1	1
その他	16	-	-	-	-

#### (2) 市民相談

令和4年度の市民相談処理件数は269件であり、ハチに関する相談が大半で、駆除の指導や駆除業者の紹介を行っている。また、空き地の管理に関する相談については、土地所有者や管理者に対し草刈りなどの指導を行っている。

表3 市民相談処理状況

区 分	ねずみ・昆虫等					飲料水	空き地 管理	その他	計
	ドクガ の毛虫	その他 の毛虫	スズメ バチ	その他 のハチ	その他				
令和2年度	-	12	50	134	36	-	72	1	305
令和3年度	2	29	49	47	23	-	80	1	231
令和4年度	2	16	49	84	30	-	87	1	269

#### (3) 「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」の制定・施行

空き地の雑草等を除去し良好な衛生環境を確保することにより、健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とし、「函館市空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成11年7月に制定し、平成11年9月1日から施行している。

## 2 食品衛生

「食品」は、私たちの生命の源であり、健康の保持・増進に欠かせないものである。そのため、その安全性の確保は、市民の関心が高く重要な問題である。

食品の安全性の確保については、製造・流通技術の進歩や衛生管理体制の強化などにより、一定の成果が見られるが、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等の細菌性食中毒やノロウイルスなど感染性の高いウイルス性食中毒の発生が依然として続いているほか、異物混入事例や苦情が絶えないなど、さらなる対策強化が求められているところである。

また、食品産業の発展に伴い、商品の多様化や製造工程の複雑化が進んでいるほか、輸送技術等の発達に伴う流通の広域化、輸入食品の増加など、食品を取り巻く環境も常に変化しており、これらの変化に対応できる総合的で効果的な対策が喫緊の課題となっている。

このため、国は関係省庁の連携強化をはじめ、様々な対策を進めており、本市においても、食品に起因する市民の健康被害を未然に防止するため、食品の製造・加工・販売施設や給食施設等に対し、食品衛生監視員による監視指導を実施するとともに、市内で製造または流通している食品の収去検査や調理従事者・一般市民を対象とした食品衛生講習会を通じての食品衛生に関する知識の啓発、食中毒警報の発令による注意喚起等を実施している。

また、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、食品衛生法に基づく営業許可制度の見直しやHACCPに沿った衛生管理が義務化されたことから、その周知、徹底を図っている。

### (1) 監視指導対象施設数

食品衛生法に基づく許可施設5,083施設、届出施設2,084施設、その他の施設数246施設、以上の合計7,413施設が監視指導対象となっている。

### (2) 監視指導状況

食品における事故発生防止を第一として市民に安全な食品の提供を図るため、食品衛生法に基づき、延べ1,495施設、その他延べ17施設の計1,512施設に対し監視指導を実施した。

表1 旧食品衛生法※に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

※令和3年6月施行前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）のこと。

区 分	施設数	許可件数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更新	新規		
令和2年度	6,484	779	676	683	2,637
令和3年度	4,303	-	109	1,083	929
令和4年度	3,238	-	-	560	575
飲食店営業	2,251	-	-	359	196
喫茶店営業	34	-	-	16	6
菓子製造業	246	-	-	31	56
あん類製造業	1	-	-	-	4
アイスクリーム類製造業	6	-	-	1	5
乳処理業	2	-	-	1	8
乳製品製造業	11	-	-	5	15
乳類販売業	-	-	-	-	-
食肉処理業	9	-	-	3	10
食肉販売業	147	-	-	21	39
食肉製品製造業	10	-	-	1	13
魚介類販売業	260	-	-	52	57
魚介類せり売り営業	5	-	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	14	-	-	4	19
食品の冷凍又は冷蔵業	76	-	-	33	53
清涼飲料水製造業	3	-	-	-	3
乳酸菌飲料製造業	1	-	-	-	3
氷雪製造業	10	-	-	1	1
氷雪販売業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	-
みそ製造業	2	-	-	4	2
醤油製造業	-	-	-	1	2
ソース類製造業	10	-	-	4	4
酒類製造業	3	-	-	-	1
豆腐製造業	4	-	-	-	-
納豆製造業	1	-	-	-	1
めん類製造業	11	-	-	4	12
そうざい製造業	105	-	-	19	59
かん詰又はびん詰食品製造業	12	-	-	-	2
添加物製造業	3	-	-	-	4

表2 改正食品衛生法\*に基づく許可施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

※令和3年6月施行後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）のこと。

区 分	施設数	許可件数		期限切れ・ 廃止件数	監視指導 延施設数
		更新	新規		
令和2年度	-	-	-	-	-
令和3年度	958	-	969	11	581
令和4年度	1,845	-	941	54	660
飲食店営業	1,346	-	719	43	388
調理の機能を有する自動販売機により調理し、調理された食品を販売する営業	-	-	-	-	-
食肉販売業	41	-	25	2	27
魚介類販売業	76	-	30	1	25
魚介類競り売り営業	3	-	-	-	-
集乳業	-	-	-	-	-
乳処理業	3	-	1	-	1
食肉処理業	-	-	-	-	-
菓子製造業	146	-	63	4	81
アイスクリーム類製造業	8	-	4	-	6
乳製品製造業	5	-	-	-	1
清涼飲料水製造業	1	-	-	-	1
食肉製品製造業	1	-	-	-	2
水産製品製造業	128	-	54	1	79
冰雪製造業	4	-	2	-	1
液卵製造業	-	-	-	-	-
食用油脂製造業	2	-	1	-	3
みそ又はしょうゆ製造業	3	-	2	1	2
酒類製造業	3	-	1	-	1
豆腐製造業	1	-	1	-	1
納豆製造業	1	-	1	-	1
麺類製造業	2	-	-	-	-
そうざい製造業	46	-	26	2	27
複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-
冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-
漬物製造業	8	-	3	-	4
密封包装食品製造業	1	-	1	-	1
食品の小分け業	13	-	5	-	8
添加物製造業	3	-	2	-	-

表3 営業届出施設等の施設数および監視指導延施設数（各年度末現在）

区 分	施設数	監視指導 延施設数
令和2年度	102	89
令和3年度	2,264	249
令和4年度	2,331	279
営業届出施設	2,084	260
集団給食施設	78	35
その他	2,006	225
その他の施設	246	17
と畜場	1	2

### (3) 食品検査

食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や、食品が短期間に集中する年末を中心に、販売店や製造施設から市内に流通する食品を収去し、食品添加物の使用基準や食品の成分規格等、法の基準への適合を確認するため行政検査を行った。

令和4年度は156検体を検査した結果、13件の表示違反があったが、細菌検査等については、基準違反はなかった。

表4 食品の収去検査等結果(令和4年度)

区 分	収 去 検体数	細菌検査		添加物検査		残留農薬検査		放射性物質検査		その他の検査	
		試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数	試験 件数	違反 件数
魚介類	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類加工品	27	27	-	26	-	-	-	-	-	24	-
冷凍食品	24	14	-	6	-	10	-	-	-	6	-
肉卵類および その加工品	14	14	-	8	-	-	-	-	-	-	-
穀類および その加工品	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
野菜類・果実 および加工品	38	-	-	12	-	20	-	6	-	-	-
菓子類	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒精飲料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
缶詰・瓶詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-
乳製品	5	5	-	3	-	-	-	-	-	5	-
アイスクリーム 類および氷菓	5	5	-	-	-	-	-	-	-	4	-
その他の食品	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-
計	156	108	-	67	-	30	-	6	-	45	-

### (4) 苦情処理

市民等から寄せられた苦情に対し、科学的な根拠に基づき、迅速な対応と解決にあたっている。令和4年度の苦情件数は40件であった。



表5 苦情処理件数(令和4年度)

区 分		総数	異物	カビ	腐敗 変敗	異味 異臭	表示	取扱い	その他
総 数		40	9	-	2	1	2	3	23
食 品	魚介類	1	-	-	-	-	-	-	1
	魚介類加工品	6	2	-	1	-	-	-	3
	冷凍食品	-	-	-	-	-	-	-	-
	肉卵類およびその加工品	4	1	-	-	-	-	-	3
	穀類・野菜類・果物 およびその加工品	1	-	-	1	-	-	-	-
	菓子類	7	3	-	-	1	2	-	1
	清涼飲料水・酒精飲料	1	-	-	-	-	-	-	1
	缶詰・瓶詰食品	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳・乳製品・アイス クリーム類・氷菓	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の食品	15	3	-	-	-	-	1	11
添加物		-	-	-	-	-	-	-	-
器具・容器包装		-	-	-	-	-	-	-	-
おもちゃ		-	-	-	-	-	-	-	-
施設		5	-	-	-	-	-	2	3

(5) 食中毒

令和4年は、函館市内で1件の食中毒が発生し、原因施設に対する指導等を行った。

表6 函館市内における食中毒発生状況

区 分	発生件数	患者数	死者数	原因場所				
				飲食店	旅館	家庭	その他	不明
令和2年	1	1	-	-	-	1	-	-
令和3年	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年	1	2	-	1	-	-	-	-

※詳細については、食中毒統計(P.80)参照

## (6) 食肉検査

と畜場法に基づき、消費者に安全な食肉を提供するため、食肉検査所（西桔梗町555番地5）において、獣畜の生体から食肉になるまでの検査を全頭実施している。（表7）

食品衛生法およびと畜場法の改正により、令和3年6月1日からと畜場におけるHACCPに基づく衛生管理が完全義務化されたため、と畜検査員が日常的に外部検証を実施することにより、施設の衛生管理や衛生的なと殺・解体処理が行われるよう助言・指導している。

なお、と畜検査のながれは、次のとおりである。

- ① 獣畜の搬入（牛、馬、豚、めん羊および山羊の5種類）
- ② 生体検査（人獣共通感染症等の疾病の有無）
- ③ 内臓検査（内臓の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ④ 枝肉検査（枝肉の検査を行い、必要に応じ精密検査を実施し、食用不適時は廃棄処分）
- ⑤ 合格・検印
- ⑥ 枝肉・内臓を搬出して食肉販売業者を通じ消費者へ

また、伝達性海綿状脳症（TSE）<sup>注</sup>のスクリーニング検査を、牛については平成13年10月18日から、めん羊および山羊については平成17年10月1日から実施している。（表8）検査は、延髄を材料としてエライザ法（酵素免疫測定法）により行い、異常プリオンの有無を確認するものである。

（注）平成17年10月1日に法が改正され、牛海綿状脳症を伝達性海綿状脳症に、BSEをTSEに名称を変更し、めん羊および山羊に関することが追加された。

表7 食肉検査状況

区 分	総 数	牛		馬		豚	めん羊 山 羊
		牛	こ牛	馬	こ馬		
令和2年度	34,620	7,041	6	7	-	27,313	253
令和3年度	38,946	6,504	8	1	-	32,193	240
令和4年度	39,448	6,486	13	6	-	32,668	275

表8 TSEスクリーニング検査結果

区 分	畜種	検査頭数	陰性頭数	陽性頭数
令和2年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-
令和3年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-
令和4年度	牛	-	-	-
	めん羊・山羊	-	-	-

※牛の検査対象

平成29年4月1日から：生体検査において原因不明の神経症状または全身症状を示す24か月齢以上の牛

※めん羊および山羊の検査対象

平成28年6月1日から：生体検査において異常行動や運動失調等の臨床症状を呈するめん羊および山羊

(7) 衛生教育

食品衛生思想の啓発を図るため、食品関係者や一般市民に対する衛生教育を実施した。

表9 衛生講習会実施状況(令和4年度)

対象者	実施回数	受講者数
食品関係従事者	12	346
一般市民	5	107
計	17	453

### 3 動物衛生

「狂犬病予防法」および「函館市犬による危害の防止等に関する条例」に基づき、犬による人畜に対する危害および環境汚染を防止するため、各種事業を実施している。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬および猫の引取りを実施している。

その他に、「化製場等に関する法律」に基づき、化製場等の施設に対して監視指導を実施している。

#### (1) 畜犬の登録・予防注射等

畜犬の登録および狂犬病予防注射を、市内委託動物病院や狂犬病予防注射期間中には集合注射会場を定め、実施している。また、飼い主に狂犬病について理解してもらい、未登録・未注射犬が生じないように指導している。

表1 畜犬登録数

区 分	畜 犬 登 録 数	予 防 注 射 数
令和2年度	14,135 [693]	6,913
令和3年度	14,018 [701]	6,672
令和4年度	11,082 [917]	6,699

(注) [ ]内は新規登録頭数

#### (2) 畜犬に関する相談・苦情

畜犬に関する相談・苦情のうち多い順に、捕獲依頼42件、鳴き声の指導3件、放し飼いの指導10件、その他糞尿等の指導6件、合計61件であった。

表2 畜犬に関する苦情状況

区 分	苦 情 処 理					咬傷 事件	動物の愛護及び 管理に関する法 律第35条第1 項の規定に基づ く引取		動物の愛護及び 管理に関する法 律第35条第3 項の規定に基づ く引取	
	捕獲 依頼	鳴き声 指導	放し 飼い 指導	その 他糞 尿等 指導	犬		猫 (参考)	犬 ※1	猫 (参考)	
令和2年度	59	44	4	2	9	4	-	-	41	52
令和3年度	42	36	2	1	3	2	3	6	42	20
令和4年度	61	42	3	10	6	2	-	8	41	23

※1 狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めている。

#### (3) 施設および監視指導

「化製場等に関する法律」に基づく施設は、化製場1、死亡獣畜取扱場2、第8条準用施設2の計5施設があり、畜舎については指定区域内に厩舎5、山羊舎1、犬4の合計10施設があった。これらの施設から悪臭やハエが発生しないように衛生管理指導を行っている。

## 4 医務・薬事

医務・薬事等関係施設に対して、関係法令に基づく許認可および各種届出受理業務を行うとともに、立入検査を実施し医療等水準の維持向上に努めているほか、医師・歯科医師・薬剤師・看護師等医療従事者の各種免許申請等についての受付業務を行っている。

また、医療安全支援センター（医療相談窓口）を開設し、医療に関する相談業務を行っているほか、献血推進および薬物乱用防止のための啓発活動等の業務を行っている。

### (1) 医務関係

#### ① 施設および立入検査

市内の医務関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表 1 医務関係施設数および立入検査数(各年度末現在)

区 分	施 設			立 入 検 査	
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	施 設 数	延 数
令 和 2 年 度	669	27	27	-	-
令 和 3 年 度	664	31	36	-	-
令 和 4 年 度	648	19	35	28	28
病 院	27	-	-	27	27
診 療 所	206	8	10	1	1
歯 科 診 療 所	122	1	3	-	-
助 産 所	3	-	-	-	-
あ ん 摩 はり・きゅう 施 術 所	133	9	11	-	-
柔 道 整 復 施 術 所	86	1	6	-	-
歯 科 技 工 所	66	-	5	-	-
衛 生 検 査 所	5	-	-	-	-

② 医務免許関係処理件数

免許申請等の内訳は、次のとおりである。

表2 医務免許関係処理件数（各年度末現在）

区 分	総 数	免許申請	書換交付	再交付	その他
令和2年度	502	296	178	22	6
令和3年度	564	320	214	18	12
令和4年度	555	343	180	23	9
医 師 法	18	7	3	1	7
歯 科 医 師 法	3	-	2	-	1
薬 剤 師 法	25	14	6	5	-
保健師助産師看護師法	345	190	140	14	1
診療放射線技師法	8	5	3	-	-
臨床検査技師等に関する法律	13	9	3	1	-
理学療法士・作業療法士法	72	67	5	-	-
視能訓練士法	4	3	1	-	-
栄 養 士 法	66	47	17	2	-
母 体 保 護 法	1	1	-	-	-

注) 表に掲載するほか、令和4年度において准看護師の受験願書24件を受け付けている。

③ 医療安全支援センター（医療相談窓口）における相談件数

医療に関する相談等の件数は、次のとおりである。

表3 医療相談件数

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所	薬 局	そ の 他
令和2年度	136	62	45	-	-	29
令和3年度	160	79	50	-	-	31
令和4年度	175	101	50	8	1	15

## (2) 薬事関係

## ① 施設および立入検査

市内の薬事関係施設数および立入検査数の内訳は、次のとおりである。

表4 薬事関係施設数および立入検査数（各年度末現在）

区 分	施 設			立 入 検査数
	施 設 数	新 規 (許可・届出)	廃 止	
令 和 2 年 度	1,836	52	55	9
令 和 3 年 度	1,865	87	63	37
令 和 4 年 度	1,848	66	71	24
1 薬局	174	10	10	4
薬局製造販売医薬品製造業	4	-	-	-
2 医薬品販売業	39	-	1	1
(1) 卸売販売業	-	-	-	-
(2) 薬種商販売業	15	-	1	1
(3) 配置販売業	72	2	5	1
(4) 店舗販売業	4	-	1	-
(5) 特例販売業(1種)	-	-	-	-
(6) 特例販売業(2種)	-	-	-	-
3 医療機器販売業	192	12	11	5
(1) 高度管理医療機器	1,073	27	22	
(2) 管理医療機器				
4 毒物・劇物輸入業・製造業	2	-	-	-
5 毒物劇物販売業	99	3	5	3
(1) 一般販売業	9	1	1	-
(2) 農業用品目販売業	9	1	1	-
(3) 特定品目販売業				
6 届出を要する毒物劇物業務上取扱者	1	-	-	-
7 麻薬取扱施設(卸・小売業者)	155	10	13	9
8 覚醒剤施用機関	-	-	-	-
9 覚醒剤原料取扱者	4	-	-	-
10 その他(学校, 農家等)	-	-	-	-

## ② 麻薬および覚醒剤

麻薬および向精神薬取締法，覚醒剤取締法に基づく許認可等の業務取扱状況は，次のとおりである。

表5 麻薬および向精神薬取締法，覚醒剤取締法に基づく許可業務取扱状況

区 分	総 数	免許指 定申請	変更届	業 務 廃止届	廃棄届	事故届	年 間 受渡届	その他 届 出
令 和 2 年 度	1,174	440	95	45	257	13	288	36
令 和 3 年 度	912	181	118	51	200	21	290	51
令 和 4 年 度	1,347	480	125	59	317	28	290	48
麻薬および向精神薬取締法	1,322	476	125	59	307	27	287	41
覚 醒 剤 取 締 法	21	2	-	-	10	1	2	6
大 麻 取 締 法	4	2	-	-	-	-	1	1

## (3) 献血

当市では，北海道赤十字血液センター函館事業所の協力のもと，献血の普及啓発活動を行っている。

夏は7月を「愛の血液助け合い運動」月間と位置づけ，街頭献血，冬は「はたちの献血キャンペーン」と称し，成人祭での広告を含む啓蒙活動に努めている。

また，当市内における令和4年度の献血実績は次のとおりである。

表6 献血実績(令和4年度)

区 分	計 画		実 績		達成率 (換算)
	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	200ml 献血(本)	400ml 献血(本)	
献血バス	144	8,542	359	8,483	100.8

※血液センター採血施設は平成31年1月末で閉設

## (4) 薬物乱用防止に関する広報・啓発活動

例年「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のヤング街頭キャンペーンにおいて，北海道薬物乱用防止指導員等が中心となり，ヤングボランティア等の協力により，啓発用ティッシュ等の配布を行っているが，令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止となった。



## 5 衛生試験所の業務

衛生試験所は、各種検査・研究を通じ、保健および衛生の向上を図る目的で設立され、次の2部門に分かれ業務を行っている。

- ・微生物担当…腸管系病原菌，水質細菌，食品細菌検査等
- ・理化学担当…食品添加物，農薬検査等

令和4年度の検査実績は次のとおりである。

表1 検査実績(令和4年度)

区分	種	別	件数	区分	種	別	件数
細菌	腸管系病原菌等	腸内感染症病原菌	2,199	食品検査	成分規格(牛乳および加工乳)		30
		腸管出血性大腸菌	2,038		“(乳製品)	9	
		その他の病原菌	90		“(清涼飲料品)	-	
		ふん便寄生虫卵	844		器具および容器包装	-	
細菌	水質細菌	飲料水細菌	-	食品検査	食品添加物(定性)		3
		一般細菌数	-		“(定量)	160	
		大腸菌群数	-		有害成分	4	
		腸管出血性大腸菌	-		金属類	3	
		大腸菌群最確数	-		水素イオン濃度	24	
		レジオネラ属菌	1		一般成分	40	
							農薬
検査	食品細菌	一般細菌数	145	食品検査	家庭用品		13
		大腸菌群数	147		放射能	33	
		その他の細菌	316		有機水銀	-	
		腸管出血性大腸菌	15		小計	350	
		大腸菌群最確数	4		総計	25,928	
		顕微鏡検査	-				
検査	特殊なもの		109				
	ノロウイルス検査		104				
	新型コロナウイルス検査		19,566				
	新型コロナウイルス変異株検査		-				
	小計		25,578				





## IV 統計編

### 第1章 人口動態統計

- 1 人口動態の概要
- 2 出生
- 3 死亡
- 4 乳児死亡・新生児死亡
- 5 死産
- 6 周産期死亡
- 7 婚姻・離婚

### 第2章 食中毒統計

### 第3章 医療関係統計

- 1 医療施設
- 2 医療従事者数
- 3 人口10万対でみた指標





# 第1章 人口動態統計

## 1 人口動態の概要

人口動態統計は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに日本において発生した日本人の事件を客体とし、そのうち函館市に住所を有する者の事件を集計した確定数である。

なお、集計にあたっては、厚生労働省から提供を受けた人口動態調査の調査票情報を独自集計しているため、公表数とは一致しない場合がある。

各表の比率の計算は、国勢調査年は国勢調査日本人人口（10月1日現在）、その他の年は住民基本台帳日本人人口（9月30日現在）を算定基礎とし、函館市が算出した。

また、北海道、全国の数値については厚生労働省が公表した確定数である。

### (1) 総括

①出生…1,080人（男542人，女538人） 出生率4.4（人口千対率）  
前年比94人の減少で、出生率は前年を0.3ポイント下回った。  
また、合計特殊出生率は1.09である。

②死亡…4,335人（男2,066人，女2,269人） 死亡率17.8（人口千対率）  
前年比285人の増加で、死亡率は前年を1.5ポイント上回った。  
また、死亡原因の順位は、第1位が悪性新生物（がん）であり、以下は表のとおりとなっている。

#### 死亡原因の上位5死因

死亡順位	死因	死亡数			死亡総数に占める割合
		総数	男	女	
1	悪性新生物（がん）	1,226	653	573	28.3%
2	心疾患	434	170	264	10.0%
3	老衰	396	80	316	9.1%
4	肺炎	264	137	127	6.1%
5	脳血管疾患	238	107	131	5.5%

③死産…36胎 死産率32.3（出産千対率）  
前年比2胎の減少で、死産率は前年を0.9ポイント上回った。

④婚姻…823組 婚姻率3.4（人口千対率）  
前年比84組の減少で、婚姻率は前年を0.3ポイント下回った。  
初婚の平均年齢は夫31.3歳，妻29.4歳で，夫は前年と比べ0.9歳晩婚化し，妻は0.1歳早婚化した。

⑤離婚…378組 離婚率1.55（人口千対率）  
前年比30組の減少で，離婚率は0.10ポイント下回った。  
結婚生活に入ってから同居をやめたときまでの期間別離婚割合をみると，1年未満6.3%，1～5年未満21.4%，5～10年未満20.6%，10～15年未満8.5%，15～20年未満9.3%，20年以上20.1%，不詳13.8%となっている。

## (2) 人口動態, 実数・率・年次別

年次	出生		死亡		乳児死亡 (再掲)		新生児死亡 (再掲)		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率	総数	率
S25	6,377	27.8	2,332	10.2	289	45.3	96	15.1	553	79.8	206	32.3	1,890	8.3	362	1.58
30	4,036	16.6	1,980	8.2	139	34.4	65	16.1	560	121.8	133	33.0	2,035	8.4	377	1.55
35	3,821	15.7	1,822	7.5	106	27.7	55	14.4	537	123.2	138	36.1	2,436	10.0	326	1.34
40	4,035	16.6	1,813	7.4	82	20.3	52	12.9	496	109.5	105	26.0	2,556	10.5	367	1.51
45	3,992	16.5	1,830	7.6	65	16.3	42	10.5	367	84.2	76	19.0	2,404	9.9	436	1.80
50	5,210	16.9	1,985	6.5	61	11.7	46	8.8	421	74.8	83	15.9	2,729	8.9	554	1.80
55	4,137	12.9	2,062	6.4	29	7.0	19	4.6	384	84.9	49	11.8	2,338	7.3	727	2.27
60	3,577	11.2	2,249	7.0	24	6.7	14	3.9	287	74.3	24	6.7	1,968	6.2	819	2.57
H2	2,778	9.0	2,248	7.3	14	5.0	9	3.2	230	76.5	20	7.2	1,836	6.0	624	2.03
7	2,444	8.2	2,569	8.6	10	4.1	5	2.0	84	33.2	19	7.7	1,866	6.2	653	2.18
8	2,348	7.9	2,535	8.5	8	3.4	6	2.6	88	36.1	9	3.8	1,863	6.3	746	2.51
9	2,241	7.6	2,544	8.6	3	1.3	2	0.9	85	36.5	15	6.7	1,756	6.0	767	2.60
10	2,273	7.8	2,537	8.7	5	2.2	3	1.3	121	50.5	16	7.0	1,725	5.9	767	2.62
11	2,271	7.8	2,728	9.4	9	4.0	6	2.6	122	51.0	23	10.0	1,655	5.7	778	2.67
12	2,153	7.5	2,763	9.6	5	2.3	2	0.9	101	44.8	12	5.5	1,700	5.9	844	2.93
13	2,080	7.2	2,581	9.0	9	4.3	4	1.9	123	55.8	14	6.7	1,674	5.8	848	2.95
14	2,024	7.1	2,559	8.9	3	1.5	2	1.0	129	59.9	14	6.9	1,581	5.5	954	3.33
15	2,063	7.3	2,748	9.7	8	3.9	2	1.0	120	55.0	15	7.2	1,565	5.5	872	3.07
16	1,946	6.9	2,790	9.9	3	1.5	2	1.0	110	53.5	5	2.6	1,482	5.2	858	3.04
17	1,947	6.6	3,096	10.5	6	3.1	5	2.6	103	50.2	10	5.1	1,535	5.2	790	2.69
18	1,947	6.6	3,201	10.9	4	2.1	1	0.5	94	46.1	14	7.1	1,500	5.1	729	2.48
19	1,948	6.7	3,106	10.7	5	2.6	2	1.0	90	44.2	6	3.1	1,427	4.9	717	2.47
20	1,891	6.6	3,233	11.3	7	3.7	3	1.6	97	48.8	9	4.7	1,402	4.9	656	2.28
21	1,889	6.6	3,322	11.7	2	1.1	1	0.5	87	44.0	5	2.6	1,427	5.0	642	2.26
22	1,827	6.6	3,424	12.3	9	4.9	4	2.2	84	44.0	9	4.9	1,320	4.7	636	2.29
23	1,774	6.3	3,526	12.6	1	0.6	1	0.6	90	48.3	5	2.8	1,303	4.7	643	2.30
24	1,697	6.1	3,528	12.7	2	1.2	-	-	58	33.0	7	4.1	1,282	4.6	538	1.94
25	1,731	6.3	3,586	13.1	2	1.2	2	1.2	55	30.8	8	4.6	1,248	4.5	592	2.16
26	1,611	5.9	3,603	13.3	2	1.2	2	1.2	58	34.8	6	3.7	1,241	4.6	573	2.11
27	1,622	6.1	3,718	14.0	1	0.6	1	0.6	56	33.4	8	4.9	1,189	4.5	565	2.13
28	1,532	5.8	3,637	13.7	4	2.6	4	2.6	52	32.8	8	5.2	1,172	4.4	563	2.12
29	1,410	5.4	3,633	13.9	4	2.8	2	1.4	53	36.2	7	4.9	1,134	4.3	551	2.10
30	1,418	5.5	3,761	14.5	1	0.7	-	-	38	26.1	5	3.5	1,065	4.1	507	1.96
R1	1,305	5.1	4,027	15.8	2	1.5	1	0.8	46	34.0	5	3.8	1,098	4.3	495	1.94
2	1,231	4.9	3,827	15.3	2	1.6	1	0.8	44	34.5	5	4.0	929	3.7	431	1.72
3	1,174	4.7	4,050	16.3	4	3.4	2	1.7	38	31.4	4	3.4	907	3.7	408	1.65
4	1,080	4.4	4,335	17.8	1	0.9	1	0.9	36	32.3	5	4.6	823	3.4	378	1.55

注1) 令和5年版の作成に際し、各区分の過年次の総数や率を精査し、誤りがあったものについては、数値を修正している。(次頁以降同じ)

注2) 昭和55年以降の各区分の確定数については、e-Stat(政府統計の総合窓口)HPで確認。昭和54年以前は、「平成28年版保健所事業概要」による。

注3) 出生率、死亡率、婚姻率、離婚率の算定にあたっては、国勢調査年は国勢調査日本人口(10月1日現在)、その他の年は住民基本台帳日本人口(9月30日現在)を算定基礎人口としている。

注4) 乳児死亡率、新生児死亡率は出生千対、死産率、周産期死亡率は出産千対、その他は人口千対率、死産数は自然死産と人工死産の合算値

注5) 周産期死亡率の算出方法は、平成7年に改正されている。

(3) 人口動態, 実数・月別 (令和4年)

区分	出生	死亡	乳児死亡 (再掲)	新生児 死亡 (再掲)	死産	周産期死亡		婚姻	離婚
						後期	早期		
総数	1,080	4,335	1	1	36	5	-	823	378
1月	82	371	-	-	2	-	-	81	24
2月	75	357	-	-	3	-	-	63	32
3月	95	326	-	-	1	-	-	100	49
4月	94	349	-	-	3	-	-	44	29
5月	84	338	1	1	2	1	-	80	28
6月	99	329	-	-	4	-	-	74	27
7月	94	361	-	-	4	-	-	61	27
8月	83	357	-	-	4	1	-	58	39
9月	112	352	-	-	4	1	-	45	32
10月	75	337	-	-	4	-	-	63	28
11月	98	424	-	-	2	1	-	84	30
12月	89	434	-	-	3	1	-	70	33

(4) 人口動態, 率 (令和4年)

区分	出生	死亡	乳児死亡 (再掲)	新生児 死亡 (再掲)	死産	周産期 死亡	婚姻	離婚
函館市	4.4	17.8	0.9	0.9	32.3	4.6	3.4	1.55
北海道	5.2	14.6	2.2	1.2	21.7	3.1	3.7	1.65
全国	6.3	12.9	1.8	0.8	19.3	3.3	4.1	1.47

(注) ・乳児死亡率, 新生児死亡率は出生千対, 死産率, 周産期死亡率出産千対, その他は人口千対率

・死産数は, 自然死産と人工死産の合算値

## 2 出生

### (1) 出生数・率, 年次別

年次	出生数			出生率 (人口千対)		
	総数	男	女	函館市	北海道	全国
S.25	6,377	3,282	3,095	27.8	34.2	28.1
30	4,036	2,049	1,987	16.6	21.7	19.4
35	3,821	2,004	1,817	15.7	18.6	17.2
40	4,035	2,069	1,966	16.6	18.7	18.6
45	3,992	2,054	1,938	16.5	17.7	18.8
50	5,210	2,679	2,531	16.9	16.8	17.1
55	4,137	2,146	1,991	12.9	13.6	13.6
60	3,577	1,859	1,718	11.2	11.7	11.9
H. 2	2,778	1,408	1,370	9.0	9.7	10.0
7	2,444	1,234	1,210	8.2	8.8	9.6
8	2,348	1,194	1,154	7.9	8.8	9.7
9	2,241	1,148	1,093	7.6	8.6	9.5
10	2,273	1,174	1,099	7.8	8.6	9.6
11	2,271	1,152	1,119	7.8	8.2	9.4
12	2,153	1,090	1,063	7.5	8.2	9.5
13	2,080	1,119	961	7.2	8.2	9.3
14	2,024	1,032	992	7.1	8.2	9.2
15	2,063	1,019	1,044	7.3	8.0	8.9
16	1,946	1,032	914	6.9	7.8	8.8
17	1,947	983	964	6.6	7.4	8.4
18	1,947	1,002	945	6.6	7.6	8.7
19	1,948	984	964	6.7	7.5	8.6
20	1,891	989	902	6.6	7.4	8.7
21	1,889	982	907	6.6	7.3	8.5
22	1,827	922	905	6.5	7.3	8.5
23	1,774	886	888	6.3	7.2	8.3
24	1,697	849	848	6.1	7.1	8.2
25	1,731	856	875	6.3	7.1	8.2
26	1,611	813	798	5.9	6.9	8.0
27	1,622	814	808	6.1	6.8	8.0
28	1,532	792	740	5.8	6.6	7.8
29	1,410	703	707	5.4	6.4	7.6
30	1,418	739	679	5.5	6.2	7.4
R. 1	1,305	670	635	5.1	6.0	7.0
2	1,231	630	601	4.9	5.7	6.8
3	1,174	591	583	4.7	5.6	6.6
4	1,080	542	538	4.4	5.2	6.3



## (2) 合計特殊出生率，年齢階級別女性人口・出生児数，年次別

区 分	総 数	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	合計特殊出生率			
		19歳	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	市	道	全国	
H.30	出生児数	1,418	20	159	372	480	317	68	2	1.23	1.27	1.42
	女性人口	46,241	4,976	4,832	5,034	5,897	7,028	8,892	9,582			
R. 1	出生児数	1,305	17	157	350	434	282	62	3	1.18	1.24	1.36
	女性人口	44,828	4,857	4,638	4,857	5,599	6,790	8,351	9,736			
2	出生児数	1,231	10	139	317	395	301	64	5	1.14	1.21	1.33
	女性人口	43,462	4,715	4,507	4,794	5,290	6,523	7,959	9,674			
3	出生児数	1,174	17	142	364	355	231	64	1	1.15	1.20	1.30
	女性人口	41,917	4,586	4,386	4,618	5,052	6,257	7,624	9,394			
4	出生児数	1,080	8	104	296	372	237	62	1	1.09	1.12	1.26
	女性人口	40,554	4,530	4,332	4,352	4,834	6,035	7,281	9,190			

(注) 合計特殊出生率は15歳から49歳までの女性の年齢階級別出生率を合計したものであり，15歳から19歳までの年齢階級及び45歳から49歳までの年齢階級にはそれぞれ14歳以下，50歳以上を含んでいる。

## (3) 出生数，施設・立会者・年次別

年 次	総 数	出 生 施 設				立 会 者		
		病 院	診 療 所	助 産 所	自 宅 そ の 他	医 師	助 産 師	そ の 他
H.30	1,418	934	484	-	-	1,408	10	-
R. 1	1,305	855	449	-	1	1,288	17	-
2	1,231	794	435	-	2	1,221	10	-
3	1,174	732	440	-	2	914	259	1
4	1,080	648	432	-	-	770	310	-

## (4) 出生数，出生順位・年次別

年 次	総 数	第 1 児	第 2 児	第 3 児	第 4 児	第 5 児以上	不 詳
H.30	1,418	700	495	157	48	18	-
R. 1	1,305	601	496	166	35	7	-
2	1,231	563	426	189	36	17	-
3	1,174	544	406	163	43	18	-
4	1,080	515	367	143	36	19	-

## (5) 出生数, 母の年齢階級・年次別

年次	総数	～14歳	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50歳～	不詳
S.25	6,377	…	125	1,592	2,280	1,418	742	218	…	…	2
30	4,036	…	51	1,009	1,661	895	340	80	…	…	-
35	3,821	…	49	939	1,828	767	192	45	…	…	1
40	4,035	…	54	1,071	1,840	844	194	32	…	…	-
45	3,992	…	67	1,106	1,786	815	194	24	…	…	-
50	5,210	…	61	1,385	2,663	889	185	27	…	…	-
55	4,137	…	62	796	2,054	1,029	172	24	…	…	-
60	3,577	…	39	698	1,578	975	258	25	…	…	4
H. 2	2,778	…	41	468	1,239	810	190	29	…	…	1
7	2,444	-	58	452	944	723	227	39	1	-	-
12	2,153	-	51	367	813	676	214	31	1	-	-
13	2,080	-	34	346	797	643	230	29	1	-	-
14	2,024	-	44	340	713	656	244	27	-	-	-
15	2,063	-	55	321	716	661	271	39	-	-	-
16	1,946	-	33	299	707	642	229	34	2	-	-
17	1,947	1	60	301	593	706	251	34	1	-	-
18	1,947	-	38	307	618	656	277	50	1	-	-
19	1,948	1	25	286	583	713	304	34	2	-	-
20	1,891	-	33	305	536	646	323	48	-	-	-
21	1,889	-	39	250	559	677	313	48	3	-	-
22	1,827	-	28	264	536	592	355	51	1	-	-
23	1,774	-	26	232	518	611	335	51	1	-	-
24	1,697	1	26	213	494	533	362	66	2	-	-
25	1,731	-	27	228	482	619	314	61	-	-	-
26	1,611	-	19	182	452	532	352	74	-	-	-
27	1,622	-	25	209	430	550	342	65	1	-	-
28	1,532	-	22	182	416	512	328	72	-	-	-
29	1,410	-	16	167	378	459	306	83	1	-	-
30	1,418	-	20	159	372	480	317	68	2	-	-
R. 1	1,305	-	17	157	350	434	282	62	3	-	-
2	1,231	-	10	139	317	395	301	64	5	-	-
3	1,174	-	17	142	364	355	231	64	1	-	-
4	1,080	-	8	104	296	372	237	62	1	-	-

(注) 14歳以下及び45歳以上の出産数は平成7年より統計開始。

## (6) 出生数, 出生時体重・年次別

年次	総数	低体重児					2,500 ～ 3,999g	4,000g ～	不詳
		～ 999g	1,000 ～ 1,499g	1,500 ～ 1,999g	2,000 ～ 2,499g	小計			
H.30	1,418	5	8	18	109	140	1,268	10	-
R. 1	1,305	6	7	20	87	120	1,167	18	-
2	1,231	1	1	19	89	110	1,112	9	-
3	1,174	6	6	14	81	107	1,052	15	-
4	1,080	2	7	16	75	100	972	8	-
(男)	542	-	5	8	34	47	491	4	-
(女)	538	2	2	8	41	53	481	4	-

## (7) 出生時の平均体重, 最高体重・最低体重, 性・年次別

年次	平均体重 (g)		最高体重 (g)		最低体重 (g)	
	男	女	男	女	男	女
H.30	3,092	2,936	4,314	4,284	945	548
R. 1	3,057	2,974	4,203	4,208	795	594
2	3,041	3,007	4,286	4,610	743	1,573
3	3,060	2,965	4,323	4,204	689	342
4	3,072	2,980	4,230	4,490	1,156	772

### 3 死亡

(1) 死亡数・率，年次別

年次	死亡数			死亡率（人口千対）		
	総数	男	女	函館市	北海道	全国
S.25	2,332	1,213	1,119	10.2	10.0	10.9
30	1,980	1,105	875	8.2	6.9	7.8
35	1,822	986	836	7.5	6.3	7.6
40	1,813	1,008	805	7.4	6.1	7.1
45	1,830	985	845	7.6	6.2	6.9
50	1,985	1,074	911	6.5	5.8	6.3
55	2,062	1,095	967	6.4	5.8	6.2
60	2,249	1,172	1,077	7.0	6.1	6.3
H. 2	2,248	1,192	1,056	7.3	6.5	6.7
7	2,569	1,378	1,191	8.6	7.2	7.4
8	2,535	1,353	1,182	8.5	7.2	7.2
9	2,544	1,332	1,212	8.6	7.2	7.3
10	2,537	1,355	1,182	8.7	7.3	7.5
11	2,728	1,462	1,266	9.4	7.8	7.8
12	2,763	1,490	1,273	9.6	7.7	7.7
13	2,581	1,340	1,241	9.0	7.7	7.7
14	2,559	1,421	1,138	8.9	7.8	7.8
15	2,748	1,456	1,292	9.7	8.2	8.0
16	2,790	1,439	1,351	9.9	8.4	8.2
17	3,096	1,621	1,475	10.5	8.9	8.6
18	3,201	1,687	1,514	10.9	9.0	8.6
19	3,106	1,669	1,437	10.7	9.3	8.8
20	3,233	1,676	1,557	11.3	9.6	9.1
21	3,322	1,710	1,612	11.7	9.7	9.1
22	3,424	1,764	1,660	12.3	10.1	9.5
23	3,526	1,827	1,699	12.6	10.4	9.9
24	3,528	1,817	1,711	12.7	10.7	10.0
25	3,586	1,774	1,812	13.1	11.0	10.1
26	3,603	1,795	1,808	13.3	11.2	10.1
27	3,718	1,865	1,853	14.0	11.3	10.3
28	3,637	1,837	1,800	13.7	11.6	10.5
29	3,633	1,769	1,864	13.9	11.8	10.8
30	3,761	1,810	1,951	14.5	12.2	11.0
R. 1	4,027	1,919	2,108	15.8	12.6	11.2
2	3,827	1,881	1,946	15.3	12.5	11.1
3	4,050	2,004	2,046	16.3	13.4	11.7
4	4,335	2,066	2,269	17.8	14.6	12.9

## (2) 死亡数, 年齢階級・年次別

区 分	令和 4 年			令和 3 年	令和 2 年	令和元年	平成 3 0 年
	計	男	女				
総 数	4,335	2,066	2,269	4,050	3,827	4,027	3,761
0 歳	1	-	1	4	2	2	1
1	-	-	-	1	-	1	1
2	1	1	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	1	1
0 ～ 4	2	1	1	5	2	4	3
5 ～ 9	-	-	-	-	-	1	1
10 ～ 14	1	1	-	-	1	-	1
15 ～ 19	4	3	1	2	2	3	1
20 ～ 24	2	2	-	4	2	6	2
25 ～ 29	7	5	2	6	5	3	5
30 ～ 34	7	3	4	7	6	7	5
35 ～ 39	6	3	3	10	7	16	11
40 ～ 44	16	11	5	19	17	18	21
45 ～ 49	43	29	14	37	34	29	36
50 ～ 54	81	50	31	60	54	45	60
55 ～ 59	83	53	30	76	99	74	86
60 ～ 64	129	77	52	117	133	106	130
65 ～ 69	208	142	66	234	213	258	302
70 ～ 74	421	262	159	417	399	351	375
75 ～ 79	477	300	177	472	431	496	417
80 ～ 84	695	364	331	604	630	653	594
85 ～ 89	880	391	489	831	767	877	786
90 ～ 94	812	266	546	698	638	684	601
95 ～ 99	372	90	282	365	322	314	258
100 ～	89	13	76	86	65	82	66
65 ～ (再掲)	3,954	1,828	2,126	3,707	3,465	3,715	3,399

## (3) 死亡順位, 年齢階級別 (令和4年)

区分	死亡数	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数
全体	4,335	悪性新生物	1,226	心 疾 患	434	老 衰	396	肺 炎	264	脳血管疾患	238
0歳	1	胎 児 の 出血性障害	1	-	-	-	-	-	-	-	-
1～4	1	不慮の事故	1	-	-	-	-	-	-	-	-
5～9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14	1	悪性新生物	1	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19	4	悪性新生物	1	肺 炎	1	神 経 系 の 先天奇形	1	自 殺	1	-	-
20～24	2	自 殺	2	-	-	-	-	-	-	-	-
25～29	7	悪性新生物	2	不慮の事故	2	自 殺	2	心 疾 患	1	-	-
30～34	7	自 殺	4	悪性新生物	1	その他の外因	1	その他の特殊 目的用コード	1	-	-
35～39	6	自 殺	2	悪性新生物	1	糖 尿 病	1	心 疾 患	1	脳血管疾患	1
40～44	16	自 殺	4	悪性新生物	3	肝 疾 患	3	心 疾 患	2	糖 尿 病	1
45～49	43	悪性新生物	17	自 殺	6	不慮の事故	5	心 疾 患	3	他 循 環 器	3
50～54	81	悪性新生物	31	脳血管疾患	8	不慮の事故	8	肝 疾 患	7	他 循 環 器	5
55～59	83	悪性新生物	39	脳血管疾患	8	他 循 環 器	6	心 疾 患	5	他 呼 吸 器	4
60～64	129	悪性新生物	60	脳血管疾患	9	心 疾 患	7	肺 炎	5	他 呼 吸 器	5
65～69	208	悪性新生物	104	不慮の事故	11	心 疾 患	10	他 呼 吸 器	9	脳血管疾患	7
70～74	421	悪性新生物	194	心 疾 患	26	肺 炎	23	脳血管疾患	20	他 循 環 器	18
75～79	477	悪性新生物	177	心 疾 患	36	肺 炎	29	脳血管疾患	24	他 呼 吸 器	24
80～84	695	悪性新生物	199	心 疾 患	55	その他の特殊 目的用コード	41	肺 炎	39	他 呼 吸 器	38
85～89	880	悪性新生物	222	心 疾 患	110	老 衰	85	脳血管疾患	63	肺 炎	62
90～94	812	老 衰	129	悪性新生物	127	心 疾 患	111	肺 炎	62	他 呼 吸 器	58
95～99	372	老 衰	91	心 疾 患	49	悪性新生物	44	肺 炎	31	他 呼 吸 器	23
100～	89	老 衰	39	心 疾 患	14	その他の特殊 目的用コード	7	脳血管疾患	5	悪性新生物	3
65～ (再掲)	3,954	悪性新生物	1,070	心 疾 患	411	老 衰	396	肺 炎	256	他 呼 吸 器	214

注1) 0歳児は乳児死因簡単分類, それ以外は死因簡単分類による。

注2) 死因名は次のように略称した。

胎児の出血性障害: 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害

他循環器: その他の循環器系の疾患

心疾患: 心疾患 (高血圧性を除く)

他呼吸器: その他の呼吸器系の疾患

注3) その他の特殊目的用コードには, 新型コロナウイルス感染症による死亡のほか, 新型コロナウイルスワクチンの副反応による死亡などが含まれる。

## (4) 死亡数・率・割合，主要死因・性別（令和4年）

区 分		死 亡 数			構 成 割 合（％）			死 亡 率 （人口10万対）	
		総 数	男	女	総 数	男	女	函 館 市	全 国
全 体		4,335	2,066	2,269	100	100	100	1,776.8	1,285.8
1	悪性新生物＜腫瘍＞ (02100)	1,226	653	573	28.3	31.6	25.3	502.5	316.1
2	心疾患（高血圧性を除く） (09200)	434	170	264	10.0	8.2	11.6	177.9	190.9
3	老衰 (18100)	396	80	316	9.1	3.9	13.9	162.3	147.1
4	肺炎 (10200)	264	137	127	6.1	6.6	5.6	108.2	60.7
5	脳血管疾患 (09300)	238	107	131	5.5	5.2	5.8	97.5	88.1
6	その他の呼吸器系の疾患 (10600)	224	134	90	5.2	6.5	4.0	91.8	77.5
7	その他の特殊目的用コード (22200)	195	100	95	4.5	4.8	4.2	79.9	39.1
8	その他の循環器系の疾患 (09500)	137	72	65	3.2	3.5	2.9	56.2	7.6
9	腎不全 (14200)	126	67	59	2.9	3.2	2.6	51.6	25.2
10	その他の消化器系の疾患 (11400)	121	52	69	2.8	2.5	3.0	49.6	24.5
11	不慮の事故 (20100)	120	68	52	2.8	3.3	2.3	49.2	35.6
12	大動脈瘤及び解離 (09400)	66	36	30	1.5	1.7	1.3	27.1	16.4
13	アルツハイマー病 (06400)	64	21	43	1.5	1.0	1.9	26.2	20.4
14	肝疾患 (11300)	58	34	24	1.3	1.6	1.1	23.8	15.5
15	その他の腎尿路生殖器系の疾患 (14300)	58	17	41	1.3	0.8	1.8	23.8	11.2
16	血管性及び詳細不明の認知症 (05100)	53	21	32	1.2	1.0	1.4	21.7	20.0
17	慢性閉塞性肺疾患 (10400)	52	38	14	1.2	1.8	0.6	21.3	13.7
18	糖尿病 (04100)	46	18	28	1.1	0.9	1.2	18.9	13.1
19	その他の神経系の疾患 (06500)	40	18	22	0.9	0.9	1.0	16.4	15.4
20	高血圧性疾患 (09100)	40	18	22	0.9	0.9	1.0	16.4	9.6
そ の 他		377	205	172	8.7	9.9	7.6	154.5	138.1

注1) 分類は死因簡単分類表による死因の多い順による。（死因順位分類表に基づいてはいない）

注2) 構成割合（全体を除く）は，小数点第2位を四捨五入のため，合計が100に一致しない場合がある。

注3) その他の特殊目的用コードには，新型コロナウイルス感染症による死亡のほか，新型コロナウイルスワクチンの副反応による死亡などが含まれる。

## (5) 主要死因, 年次別

年次	死亡数	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
		死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数	死 因	数
S.25	2,332	全 結 核	588	中 枢 神 經 系	267	悪 性 新 生 物	199	心 疾 患	165	胃・大腸等	158
30	1,980	中 枢 神 經 系	388	全 結 核	224	〃	213	〃	178	老 衰	153
35	1,822	〃	399	悪 性 新 生 物	267	心 疾 患	245	全 結 核	147	〃	104
40	1,813	〃	473	〃	298	〃	255	事 故 等	100	全 結 核	95
45	1,830	脳 血 管 疾 患	405	〃	325	〃	287	肺 炎 等	113	老 衰	75
50	1,985	〃	453	〃	417	〃	343	〃	109	〃	71
55	2,062	悪 性 新 生 物	523	脳 血 管 疾 患	444	〃	396	〃	96	〃	65
60	2,249	〃	605	心 疾 患	472	脳 血 管 疾 患	388	〃	135	自 殺	68
H. 2	2,248	〃	616	〃	520	〃	305	〃	200	腎 炎 等	72
7	2,569	〃	781	〃	431	〃	354	肺 炎	263	不 慮 の 事 故	80
12	2,763	〃	891	〃	451	〃	322	〃	306	〃	80
13	2,581	〃	849	〃	466	〃	286	〃	246	〃	74
14	2,559	〃	860	〃	406	〃	289	〃	267	自 殺	76
15	2,748	〃	875	〃	394	〃	344	〃	294	〃	104
16	2,790	〃	870	〃	426	〃	361	〃	299	不 慮 の 事 故	87
17	3,096	〃	964	〃	473	肺 炎	369	脳 血 管 疾 患	342	他 呼 吸 器	103
18	3,201	〃	1,012	〃	511	脳 血 管 疾 患	387	肺 炎	343	〃	89
19	3,106	〃	989	〃	510	肺 炎	314	脳 血 管 疾 患	299	〃	99
20	3,233	〃	1,026	〃	513	脳 血 管 疾 患	326	肺 炎	326	腎 不 全	96
21	3,322	〃	1,051	〃	518	肺 炎	343	脳 血 管 疾 患	330	不 慮 の 事 故	96
22	3,424	〃	1,068	〃	521	〃	369	〃	302	他 呼 吸 器	125
23	3,526	〃	1,089	〃	588	〃	402	〃	300	他 循 環 器	113
24	3,528	〃	1,009	〃	616	〃	370	〃	288	老 衰	142
25	3,586	〃	1,063	〃	582	〃	425	〃	264	他 循 環 器	166
26	3,603	〃	1,066	〃	467	〃	435	〃	268	〃	193
27	3,718	〃	1,148	〃	464	〃	423	〃	285	老 衰	232
28	3,637	〃	1,132	〃	459	〃	437	〃	247	〃	209
29	3,633	〃	1,096	〃	418	脳 血 管 疾 患	285	肺 炎	260	〃	238
30	3,761	〃	1,117	〃	444	肺 炎	286	老 衰	266	脳 血 管 疾 患	262
R. 1	4,027	〃	1,164	〃	520	〃	321	〃	305	〃	299
2	3,827	〃	1,178	〃	436	老 衰	298	脳 血 管 疾 患	269	肺 炎	267
3	4,050	〃	1,268	〃	458	〃	358	肺 炎	278	脳 血 管 疾 患	242
4	4,335	〃	1,226	〃	434	〃	396	〃	264	〃	238

(注) 死因名は次のように略称した。

(平成6年分まで)

中枢神経系：中枢神経系の血管損傷

肺炎等：肺炎及び気管支炎

事故等：不慮の事故及び有害作用

腎炎等：腎炎，ネフローゼ症候群およびネフローゼ

(平成7年分より)

心疾患：心疾患（高血圧性を除く）

他呼吸器：その他の呼吸器系の疾患

他循環器：その他の循環器系の疾患

## (6) 死亡数, 死亡場所別・性別・年次別

年次	総数	死 亡 場 所						
		病 院	診 療 所	介護医療院・ 介護老人保健施設	助 産 所	老 人 ホ ー ム	自 宅	そ の 他
R. 1	4,027	3,106	57	118	-	291	376	79
2	3,827	2,935	61	113	-	265	390	63
3	4,050	3,056	56	117	-	272	477	72
4	4,335	3,240	68	158	-	333	462	74
(男)	2,066	1,659	27	49	-	79	210	42
(女)	2,269	1,581	41	109	-	254	252	32



## (7) 悪性新生物による死亡、内訳・数・順位・年次別

年次	計	胃	肺	脾臓	肝臓	食道	直腸	結腸	乳房	白血病	子宮	その他
S.25	199	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
30	213	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
35	267	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
40	298	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
45	325	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
50	417	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
55	523	① 141	② 64	⑤ 24	③ 45	④ 30	⑨ 11	...	⑥ 23	⑦ 16	⑧ 15	154
60	605	① 141	② 99	④ 44	③ 46	⑤ 25	⑥ 23	...	⑧ 19	⑨ 18	⑦ 21	169
H. 2	616	② 120	① 124	④ 36	③ 48	⑤ 30	⑤ 30	...	⑦ 22	⑧ 14	⑨ 11	181
7	781	① 139	② 132	⑤ 59	③ 74	⑥ 32	⑦ 28	④ 68	⑨ 18	⑩ 14	⑧ 19	198
12	891	① 144	② 139	⑥ 54	④ 83	⑨ 40	⑧ 43	③ 85	⑩ 36	⑬ 20	⑭ 18	229
13	849	② 132	① 144	⑤ 55	④ 75	⑧ 38	⑥ 43	③ 80	⑨ 36	⑭ 17	⑯ 15	214
14	860	② 136	① 164	⑥ 54	④ 65	⑨ 33	⑧ 39	③ 96	⑩ 31	⑯ 11	⑰ 9	222
15	875	② 147	① 169	⑤ 46	④ 65	⑧ 37	⑦ 38	③ 98	⑨ 31	⑪ 20	⑬ 19	205
16	870	② 130	① 149	④ 67	④ 67	⑥ 44	⑧ 36	③ 87	⑨ 32	⑭ 12	⑮ 8	238
17	964	② 121	① 194	④ 87	⑤ 75	⑨ 40	⑦ 50	③ 102	⑪ 29	⑬ 20	⑯ 14	232
18	1,012	② 135	① 187	⑤ 84	④ 94	⑨ 31	⑥ 58	③ 100	⑦ 46	⑯ 11	⑬ 20	246
19	989	② 131	① 209	④ 92	⑤ 78	⑧ 39	⑨ 38	③ 97	⑩ 33	⑰ 8	⑭ 21	243
20	1,026	② 120	① 206	④ 86	⑥ 71	⑩ 36	⑧ 44	③ 95	⑬ 28	⑫ 29	⑯ 19	292
21	1,051	② 126	① 218	④ 96	⑥ 70	⑧ 42	⑨ 36	③ 112	⑨ 36	⑮ 22	⑮ 22	271
22	1,068	② 130	① 223	④ 104	⑥ 79	⑧ 44	⑦ 63	③ 108	⑩ 39	⑭ 18	⑰ 13	247
23	1,089	② 156	① 217	④ 102	⑤ 84	⑧ 45	⑦ 50	③ 113	⑨ 37	⑪ 21	⑫ 19	245
24	1,009	② 149	① 214	⑤ 78	④ 79	⑭ 18	⑦ 45	③ 103	⑨ 33	⑬ 20	⑯ 16	254
25	1,063	② 139	① 201	④ 91	⑤ 74	⑨ 37	⑦ 47	③ 129	⑧ 38	⑭ 16	⑭ 16	275
26	1,066	② 125	① 219	④ 102	⑤ 83	⑨ 29	⑦ 39	③ 113	⑧ 31	⑬ 22	⑯ 14	289
27	1,148	③ 123	① 249	④ 99	⑤ 72	⑨ 44	⑦ 48	② 139	⑧ 46	⑬ 19	⑬ 19	290
28	1,132	③ 129	① 200	② 141	⑦ 56	⑩ 34	⑥ 57	④ 101	⑧ 46	⑭ 21	⑮ 17	330
29	1,096	③ 125	① 220	② 128	⑤ 70	⑩ 31	⑦ 46	④ 109	⑨ 45	⑬ 21	⑭ 19	282
30	1,117	③ 133	① 216	④ 112	⑥ 61	⑨ 38	⑧ 41	② 136	⑤ 62	⑯ 18	⑪ 24	276
R. 1	1,164	③ 120	① 230	④ 106	⑤ 92	⑪ 33	⑧ 50	② 128	⑦ 59	⑭ 19	⑮ 17	310
2	1,178	② 135	① 240	④ 118	⑤ 79	⑪ 34	⑦ 45	③ 129	⑧ 45	⑮ 18	⑯ 15	320
3	1,268	③ 134	① 236	④ 133	⑤ 78	⑩ 43	⑥ 60	② 137	⑨ 49	⑭ 22	⑮ 19	357
4	1,226	④ 114	① 239	③ 125	⑤ 61	⑨ 50	⑥ 57	② 142	⑧ 53	⑭ 25	⑫ 30	330

(注) ○の中の数字は各年次の順位を表す。部位は下記のとおり略称した。

肺：気管、気管支及び肺  
(平成6年分まで) 直腸：直腸、直腸S状結腸移行部及び肛門  
(平成7年分より) 直腸：直腸S状結腸移行部及び直腸  
(平成7年分より) 肝臓：肝及び肝内胆管

参考：R 4  
⑦胆のう 55人  
⑩前立腺 42人  
⑪悪性リンパ腫 40人  
⑬膀胱 28人

## (8) 死亡数, 死因(死因分類別)・性・年齢階級別

死因简单 分類コード	死 因	総 数			0～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		総 数	4,335	2,066	2,269	1	1	-	-	1	-	3	1	2	-	5
<b>01000</b>	<b>感染症及び寄生虫症</b>	<b>73</b>	<b>36</b>	<b>37</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01100	・腸管感染症	7	3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01200	・結核	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01201	呼吸器結核	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01202	その他の結核	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01300	・敗血症	39	20	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01400	・ウイルス性肝炎	7	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01401	B型ウイルス性肝炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01402	C型ウイルス性肝炎	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01403	その他のウイルス性肝炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01500	・ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
01600	・その他の感染症及び寄生虫症	16	6	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>02000</b>	<b>新生物&lt;腫瘍&gt;</b>	<b>1,262</b>	<b>671</b>	<b>591</b>	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1
02100	・悪性新生物<腫瘍>	1,226	653	573	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1
02101	口唇, 口腔及び咽頭	21	16	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02102	食道	50	34	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02103	胃	114	72	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02104	結腸	142	56	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸	57	36	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02106	肝及び肝内胆管	61	47	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02107	胆のう及びその他の胆道	55	26	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02108	膵	125	50	75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02109	喉頭	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02110	気管, 気管支及び肺	239	157	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02111	皮膚	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02112	乳房	53	1	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02113	子宮	30	・	30	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02114	卵巣	20	・	20	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-
02115	前立腺	42	42	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・	-	・
02116	膀胱	28	19	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02117	中枢神経系	6	4	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
02118	悪性リンパ腫	40	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02119	白血病	25	15	10	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
02120	その他のリンパ組織, 造血組織及び関連組織	14	9	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02121	その他の悪性新生物	96	46	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
02200	・その他の新生物<腫瘍>	36	18	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02201	中枢神経系	14	9	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
02202	中枢神経系を除く	22	9	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>03000</b>	<b>血液及び造血器の疾患, 免疫機構の障害</b>	<b>12</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03100	・貧血	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03200	・その他の血液及び造血器の疾患, 免疫機構の障害	8	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>04000</b>	<b>内分泌, 栄養及び代謝疾患</b>	<b>69</b>	<b>30</b>	<b>39</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04100	・糖尿病	46	18	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04200	・その他の内分泌, 栄養及び代謝疾患	23	12	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>05000</b>	<b>精神及び行動の障害</b>	<b>57</b>	<b>24</b>	<b>33</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05100	・血管性及び詳細不明の認知症	53	21	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05200	・その他の精神及び行動の障害	4	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		死因简单 分類コード		
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
3	4	3	3	11	5	29	14	50	31	53	30	77	52	142	66	262	159	300	177	364	331	760	1393			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	6	-	5	4	7	9	16	23	<b>01000</b>		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	1	2	01100			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	01200			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	01201			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01202		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	4	1	5	4	9	14	01300			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	2	1	01400			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	01401			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	2	1	01402			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01403			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01500			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	1	2	1	2	2	5	01600			
-	<b>1</b>	<b>1</b>	-	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>15</b>	<b>17</b>	<b>19</b>	<b>20</b>	<b>31</b>	<b>29</b>	<b>68</b>	<b>37</b>	<b>122</b>	<b>73</b>	<b>122</b>	<b>61</b>	<b>110</b>	<b>99</b>	<b>171</b>	<b>242</b>	<b>02000</b>		
-	1	1	-	1	2	8	9	15	16	19	20	31	29	67	37	121	73	119	58	105	94	163	233	02100		
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	3	1	1	-	3	-	1	-	2	-	4	4	02101		
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	1	2	1	6	3	6	1	7	-	4	4	5	5	02102		
-	-	1	-	1	-	-	-	2	1	1	1	4	1	8	1	11	7	16	2	10	6	18	23	02103		
-	-	-	-	-	-	2	-	3	2	-	4	-	3	4	4	14	11	9	7	10	11	14	43	02104		
-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	1	3	1	5	1	9	3	7	3	4	5	6	6	02105		
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	2	1	8	1	9	2	7	2	8	1	10	7	02106		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	1	8	2	8	6	2	6	4	13	02107		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	3	4	2	11	7	6	12	9	9	8	16	9	24	02108		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	02109		
-	-	-	-	-	-	1	-	5	1	4	1	10	4	15	5	31	14	24	8	25	13	42	36	02110		
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	02111		
-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	6	-	7	-	5	-	8	1	7	-	10	02112			
-	1	•	-	•	2	•	-	•	3	•	2	•	2	•	3	•	4	•	2	•	3	•	8	02113		
•	-	•	-	•	-	•	4	•	1	•	1	•	3	•	1	•	-	•	2	•	2	•	6	02114		
-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	-	•	4	•	7	•	11	•	20	•	02115		
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	1	1	2	5	-	9	6	02116		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	02117		
-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	1	-	2	4	11	-	1	2	3	13	02118		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	2	-	2	-	5	2	3	3	1	3	02119		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	1	-	1	3	-	1	3	02120		
-	-	-	-	-	-	2	-	2	2	2	1	1	2	1	3	8	6	7	3	7	14	15	19	02121		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	3	3	5	5	8	9	02200	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	3	-	3	4	02201		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	2	5	5	5	02202		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>03000</b>		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	03100		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	1	-	2	03200		
-	-	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	-	-	<b>1</b>	-	-	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>20</b>	<b>04000</b>		
-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	6	4	4	8	2	3	13	04100		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	4	1	2	2	5	7	04200		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>12</b>	<b>25</b>	<b>05000</b>			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	2	5	5	11	25	05100		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	05200		

死因簡単 分類コード	死 因	総 数			0～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
<b>06000</b>	<b>神経系の疾患</b>	<b>143</b>	<b>60</b>	<b>83</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06100	・髄膜炎	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06200	・脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	12	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06300	・パーキンソン病	26	12	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06400	・アルツハイマー病	64	21	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
06500	・その他の神経系の疾患	40	18	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>07000</b>	<b>眼及び付属器の疾患</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>08000</b>	<b>耳及び乳様突起の疾患</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>09000</b>	<b>循環器系の疾患</b>	<b>915</b>	<b>403</b>	<b>512</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>1</b>	
09100	・高血圧性疾患	40	18	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	18	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09102	その他の高血圧性疾患	22	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09200	・心疾患(高血圧性を除く)	434	170	264	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
09201	慢性リウマチ性心疾患	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09202	急性心筋梗塞	39	18	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09203	その他の虚血性心疾患	68	33	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	28	10	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09205	心筋症	6	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09206	不整脈及び伝導障害	57	29	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09207	心不全	223	72	151	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
09208	その他の心疾患	8	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09300	・脳血管疾患	238	107	131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09301	くも膜下出血	21	7	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09302	脳内出血	69	31	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09303	脳梗塞	143	65	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09304	その他の脳血管疾患	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09400	・大動脈瘤及び解離	66	36	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
09500	・その他の循環器系の疾患	137	72	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>10000</b>	<b>呼吸器系の疾患</b>	<b>541</b>	<b>310</b>	<b>231</b>	-	-	-	-	-	-	<b>1</b>	-	-	-	-	
10100	・インフルエンザ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10200	・肺炎	264	137	127	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	
10300	・急性気管支炎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10400	・慢性閉塞性肺疾患	52	38	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10500	・喘息	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10600	・その他の呼吸器系の疾患	224	134	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10601	誤嚥性肺炎	103	59	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10602	間質性肺疾患	60	41	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10603	その他の呼吸器系の疾患(10601及び10602を除く)	61	34	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>11000</b>	<b>消化器系の疾患</b>	<b>213</b>	<b>101</b>	<b>112</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11100	・胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	5	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11200	・ヘルニア及び腸閉塞	29	11	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11300	・肝疾患	58	34	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	31	17	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11302	その他の肝疾患	27	17	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11400	・その他の消化器系の疾患	121	52	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
<b>12000</b>	<b>皮膚及び皮下組織の疾患</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		死因简单 分類コード
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	3	1	2	2	8	2	4	6	16	13	23	59	06000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	06100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	1	2	-	2	1	1	1	-	-	06200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	6	2	3	11	06300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	1	4	5	15	36	06400	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	3	-	1	-	-	1	2	4	5	5	5	12	06500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	07000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	08000
-	-	-	2	3	1	4	4	13	5	21	3	15	9	21	4	41	35	48	40	79	62	158	346	09000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	4	3	1	2	5	4	5	12	09100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	1	1	1	-	1	9	09101
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	2	-	1	4	4	4	3	09102
-	-	-	1	1	1	1	2	4	-	4	1	4	3	8	2	13	13	21	15	26	29	88	196	09200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	3	09201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1	3	2	3	-	2	4	8	14	09202
-	-	-	-	1	-	1	2	-	2	1	1	-	2	1	1	1	2	3	8	7	14	21	09203	
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	1	-	-	3	6	14	09204
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	09205
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	2	5	3	3	1	16	22	09206
-	-	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	1	3	3	-	4	6	8	7	12	14	43	117	09207
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	1	-	-	1	1	09208
-	-	-	1	1	-	1	1	4	4	7	1	5	4	6	1	11	9	12	12	22	11	38	87	09300
-	-	-	1	1	-	-	1	1	3	-	1	1	1	-	1	-	1	3	-	1	-	-	5	09301
-	-	-	-	-	-	1	-	2	1	4	-	1	3	2	-	4	3	1	4	8	5	8	22	09302
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-	4	-	6	5	8	8	13	5	29	60	09303
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	09304
-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	2	2	1	-	3	2	6	5	11	4	10	16	09400	
-	-	-	-	1	-	2	1	5	-	6	-	2	-	6	1	10	8	8	6	15	14	17	35	09500
-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	5	-	11	1	17	4	34	14	41	20	50	37	151	153	10000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10100
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	5	-	7	-	18	5	14	15	21	18	70	88	10200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	4	1	7	4	6	2	7	3	12	4	10400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	10500
-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	4	1	6	3	9	5	21	3	22	16	68	61	10600	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	1	4	-	7	7	43	35	10601
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	4	1	2	2	12	2	9	3	10	10	10602
-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	1	1	4	2	5	1	6	6	15	16	10603
-	-	-	-	3	-	2	-	6	2	-	3	6	3	8	6	14	7	11	12	23	23	28	56	11000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	1	11100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	1	4	5	5	10	11200
-	-	-	-	3	-	2	-	5	2	-	2	3	1	5	2	6	4	4	5	2	4	4	4	11300
-	-	-	-	1	-	1	-	4	2	-	1	1	1	3	1	1	2	2	4	2	2	2	1	11301
-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	1	2	-	2	1	5	2	2	1	-	2	2	3	11302
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	3	4	6	3	6	6	16	14	18	41	11400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	2	12000

死因簡単 分類コード	死 因	総 数			0～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29	
		計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
<b>13000</b>	<b>筋骨格系及び結合組織の疾患</b>	<b>18</b>	<b>11</b>	<b>7</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>14000</b>	<b>腎尿路生殖器官系の疾患</b>	<b>197</b>	<b>87</b>	<b>110</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14100	・糸球体疾患及び腎尿管間質性疾患	13	3	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14200	・腎不全	126	67	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14201	急性腎不全	12	5	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14202	慢性腎臓病	98	53	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14203	詳細不明の腎不全	16	9	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14300	・その他の腎尿路生殖器官系の疾患	58	17	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>15000</b>	<b>妊娠、分娩及び産じょく</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>16000</b>	<b>周産期に発生した病態</b>	<b>1</b>	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16100	・妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16200	・出産外傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16300	・周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16400	・周産期に特異的な感染症	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16500	・胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16600	・その他の周産期に発生した病態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>17000</b>	<b>先天奇形、変形及び染色体異常</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	-	-	-	-	-	-	<b>1</b>	-	-	-	-	-
17100	・神経系の先天奇形	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
17200	・循環器系の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17201	心臓の先天奇形	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17202	その他の循環器系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17300	・消化器系の先天奇形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17400	・その他の先天奇形及び変形	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17500	・染色体異常、他に分類されないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>18000</b>	<b>症状、徴候及び異常臨床所見・ 異常検査所見で他に分類されないもの</b>	<b>446</b>	<b>107</b>	<b>339</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18100	・老衰	396	80	316	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18200	・乳幼児突然死症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18300	・その他の症状、徴候及び異常臨床所見・ 異常検査所見で他に分類されないもの	50	27	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>20000</b>	<b>傷病及び死亡の外因</b>	<b>184</b>	<b>115</b>	<b>69</b>	<b>1</b>	-	-	-	-	-	<b>1</b>	-	<b>2</b>	-	<b>4</b>	-
20100	・不慮の事故	120	68	52	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
20101	交通事故	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20102	転倒・転落・墜落	33	18	15	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20103	不慮の溺死及び溺水	22	13	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
20104	不慮の窒息	28	11	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20105	煙・火及び火炎への曝露	8	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20107	その他の不慮の事故	21	14	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
20200	・自殺	40	31	9	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-
20300	・他殺	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20400	・その他の外因	23	16	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>22000</b>	<b>特殊目的用コード</b>	<b>195</b>	<b>100</b>	<b>95</b>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22100	・重症急性呼吸器症候群[SARS]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22200	・その他の特殊目的用コード	195	100	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) その他の特殊目的用コードには、新型コロナウイルス感染症による死亡のほか、新型コロナウイルスワクチンの副反応による死亡などが含まれる。

30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85歳以上		死因简单 分類コード
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	1	1	-	2	1	2	1	3	-	1	3	13000
-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	2	-	1	1	4	2	8	7	24	5	13	17	33	77	14000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	3	1	6	14100
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	1	-	3	2	5	6	18	3	10	9	27	38	14200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	4	5	14201
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	2	2	4	6	16	3	8	5	20	28	14202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	2	2	3	5	14203
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	1	5	2	3	5	5	33	14300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16600
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	17000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17201
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17202
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17300
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	17400
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17500
-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	1	1	2	3	3	7	4	8	10	11	31	75	286	18000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	7	8	9	24	64	280	18100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18200
-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	1	1	2	3	2	7	1	1	2	2	7	11	6	18300
3	2	2	-	4	1	12	-	11	3	2	2	4	2	8	6	10	6	12	6	9	14	30	27	20000
-	-	-	-	1	-	5	-	5	3	2	2	3	1	6	5	6	2	8	4	7	13	22	22	20100
-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	20101
-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	2	1	-	1	1	-	-	1	2	1	3	10	7	20102
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	3	1	3	5	4	2	20103
-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	2	2	4	1	1	1	1	1	4	2	6	20104
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	20105
-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20106
-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	-	2	-	1	-	5	6	20107
2	2	2	-	3	1	6	-	4	-	-	-	1	1	1	1	3	3	1	1	1	-	2	-	20200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	20300
1	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	-	1	1	6	5	20400
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	6	-	7	2	10	4	25	16	51	70	22000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22100
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	6	-	7	2	10	4	25	16	51	70	22200

## (9)自殺者数, 実数・率・年次別

	函館市			北海道			全国		
	令和4年	令和3年	令和2年	令和4年	令和3年	令和2年	令和4年	令和3年	令和2年
総数(人)	40	37	42	912	903	881	21,252	20,291	20,243
男	31	23	27	602	576	538	14,362	13,508	13,588
女	9	14	15	310	327	343	6,890	6,783	6,655
人口10万対率	16.4	14.9	16.7	17.9	17.5	17.0	17.4	16.5	16.4

## (10)自殺者数, 月別・性別

	令和4年			令和3年			令和2年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1月	4	1	5	1	2	3	2	-	2
2月	1	-	1	4	1	5	2	1	3
3月	5	2	7	3	2	5	2	-	2
4月	3	-	3	2	-	2	1	1	2
5月	2	2	4	1	-	1	1	1	2
6月	2	1	3	2	3	5	1	1	2
7月	1	1	2	3	3	6	4	2	6
8月	4	-	4	3	2	5	1	2	3
9月	3	-	3	2	-	2	4	2	6
10月	-	1	1	2	1	3	3	1	4
11月	4	1	5	-	-	-	6	2	8
12月	2	-	2	-	-	-	-	2	2
計	31	9	40	23	14	37	27	15	42



#### 4 乳児死亡・新生児死亡

(1) 乳児死亡数および新生児死亡数と率、年次別

年次	死亡数		死亡率（出生千対）					
			乳児死亡			新生児死亡		
	乳児	新生児	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S.25	289	96	45.3	55.6	60.1	15.1	...	27.4
30	139	65	34.4	38.5	39.8	16.1	18.0	22.3
35	106	55	27.7	30.2	30.7	14.4	13.6	17.0
40	82	52	20.3	19.5	18.5	12.9	11.3	11.7
45	65	42	16.3	13.1	13.1	10.5	8.2	8.7
50	61	46	11.7	11.2	10.0	8.8	7.6	6.8
55	29	19	7.0	8.4	7.5	4.6	5.6	4.9
60	24	14	6.7	6.2	5.5	3.9	3.8	3.4
H.2	14	9	5.0	4.4	4.6	3.2	2.6	2.6
7	10	5	4.1	4.1	4.3	2.0	2.0	2.2
8	8	6	3.4	3.7	3.8	2.6	1.9	2.0
9	3	2	1.3	3.2	3.7	0.9	1.8	1.9
10	5	3	2.2	3.1	3.6	1.3	1.8	2.0
11	9	6	4.0	2.9	3.4	2.6	1.6	1.8
12	5	2	2.3	2.5	3.2	0.9	1.4	1.8
13	9	4	4.3	3.3	3.1	1.9	1.8	1.6
14	3	2	1.5	2.5	3.0	1.0	1.3	1.7
15	8	2	3.9	3.0	3.0	1.0	1.7	1.7
16	3	2	1.5	3.2	2.8	1.0	1.8	1.5
17	6	5	3.1	2.8	2.8	2.6	1.6	1.4
18	4	1	2.1	2.7	2.6	0.5	1.3	1.3
19	5	2	2.6	2.7	2.6	1.0	1.4	1.3
20	7	3	3.7	2.4	2.6	1.6	1.2	1.2
21	2	1	1.1	2.2	2.4	0.5	1.0	1.2
22	9	4	4.9	2.1	2.3	2.2	1.0	1.1
23	1	1	0.6	2.1	2.3	0.6	1.0	1.1
24	2	-	1.2	2.3	2.2	-	1.1	1.0
25	2	2	1.2	2.2	2.1	1.2	1.1	1.0
26	2	2	1.2	1.6	2.1	1.2	0.9	0.9
27	1	1	0.6	2.0	1.9	0.6	1.0	0.9
28	4	4	2.6	2.2	2.0	2.6	0.9	0.9
29	4	2	2.8	1.9	1.9	1.4	1.0	0.9
30	1	-	0.7	1.9	1.9	-	1.0	0.9
R.1	2	1	1.5	2.1	1.9	0.8	0.8	0.9
2	2	1	1.6	2.0	1.8	0.8	0.8	0.8
3	4	2	3.4	2.1	1.7	1.7	0.9	0.8
4	1	1	0.9	2.2	1.8	0.9	1.2	0.8

(2) 乳児死亡数、生存期間・死因別（令和4年）

乳児死因 简单分類 コード	死因	総数	1週未満	1週以上 4週未満	4週以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 12月未満
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害 及び血液障害	1	-	1	-	-	-

(注) 乳児死因は乳児死因简单分類表による。

## 5 死産

(1) 死産数・率, 年次別

年次	死産数			死産率 (出生千対)								
				総数			自然			人工		
	総数	自然	人工	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S.25	553	219	334	79.8	72.2	84.9	31.6	33.1	41.7	48.2	39.2	43.2
30	560	158	402	121.8	94.6	95.8	34.4	35.7	44.5	87.5	58.9	51.3
35	537	193	344	123.2	112.2	100.4	44.3	45.2	52.3	78.9	67.1	48.1
40	496	197	299	109.5	103.6	81.4	43.5	43.6	47.6	66.0	60.0	33.8
45	367	158	209	84.2	97.4	65.3	36.2	43.1	40.6	47.9	54.4	24.7
50	421	198	223	74.8	75.0	50.8	35.2	38.2	33.8	39.6	36.8	17.1
55	384	173	211	84.9	71.2	46.8	38.3	34.4	28.8	46.7	36.8	18.0
60	287	89	198	74.3	69.9	46.0	23.0	24.7	22.1	51.2	45.1	23.9
H.2	230	81	149	76.5	60.4	42.3	26.9	20.9	18.3	49.5	39.5	23.9
7	84	32	52	33.2	41.1	32.1	12.7	16.4	14.9	20.6	24.7	17.2
8	88	26	62	36.1	40.1	31.7	10.7	16.2	14.7	25.5	23.9	17.0
9	85	30	55	36.5	41.4	32.1	12.9	15.1	14.2	23.6	26.3	17.9
10	121	51	70	50.5	42.1	31.4	21.3	15.9	13.6	29.2	26.2	17.8
11	122	54	68	51.0	42.1	31.6	22.6	16.0	13.7	28.4	26.1	17.9
12	101	40	61	44.8	42.4	31.2	17.7	15.4	13.2	27.1	27.0	18.1
13	123	46	77	55.8	42.4	31.0	20.9	15.3	13.0	35.0	27.1	18.0
14	129	54	75	59.9	39.8	31.1	25.1	14.4	12.7	34.8	25.5	18.3
15	120	40	80	55.0	39.1	30.5	18.3	13.8	12.6	36.6	25.3	17.8
16	110	41	69	53.5	38.9	30.0	19.9	14.5	12.5	33.6	24.3	17.5
17	103	32	71	50.2	38.6	29.1	15.6	14.0	12.3	34.6	24.6	16.7
18	94	38	56	46.1	35.5	27.5	18.6	14.0	11.9	27.4	21.5	15.6
19	90	33	57	44.2	34.4	26.2	16.2	13.9	11.7	28.0	20.5	14.5
20	97	33	64	48.8	33.2	25.2	16.6	13.4	11.3	32.2	19.8	13.9
21	87	28	59	44.0	32.8	24.6	14.2	13.7	11.1	29.9	19.1	13.5
22	84	26	58	44.0	30.4	24.2	13.6	12.4	11.2	30.4	18.1	13.0
23	90	33	57	48.3	32.2	23.9	17.7	12.6	11.1	30.6	19.6	12.8
24	58	18	40	33.0	29.5	23.4	10.3	11.9	10.8	22.8	17.7	12.6
25	55	14	41	30.8	28.8	22.9	7.8	10.1	10.4	23.0	18.7	12.5
26	58	21	37	34.8	28.9	22.9	12.6	12.1	10.6	22.2	16.8	12.3
27	56	28	28	33.4	28.0	22.0	16.7	11.1	10.6	16.7	16.9	11.4
28	52	18	34	32.8	25.0	21.0	11.4	9.6	10.1	21.5	15.4	10.9
29	53	15	38	36.2	28.3	21.1	10.2	12.3	10.1	26.0	16.0	11.0
30	38	15	23	26.1	26.3	20.9	10.3	11.6	9.9	15.8	14.7	11.0
R.1	46	16	30	34.0	26.7	22.0	11.8	11.6	10.2	22.2	15.1	11.8
2	44	12	32	34.5	24.1	20.1	9.4	10.0	9.5	25.1	14.0	10.6
3	38	8	30	31.4	22.0	19.7	6.6	10.4	9.8	24.8	11.5	9.9
4	36	13	23	32.3	21.7	19.3	11.6	8.7	9.4	20.6	13.0	9.9

## (2) 死産数，母の年齢階級別（令和4年）

区 分		総 数	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～
全 体	死産数	36	4	2	9	6	11	4	-
	比(%)	100	11.1	5.6	25.0	16.7	30.6	11.1	-
自 然	死産数	13	-	-	6	2	4	1	-
	比(%)	100	-	-	46.2	15.4	30.8	7.7	-
人 工	死産数	23	4	2	3	4	7	3	-
	比(%)	100	17.4	8.7	13.0	17.4	30.4	13.0	-

(注) 比(%)は，小数点第2位を四捨五入のため，合計が100に一致しない場合がある。

## (3) 死産数，妊娠期間別（令和4年）

区 分		総 数	12～ 15週	16～ 19週	20～ 23週	24～ 27週	28～ 31週	32～ 35週	36週～	不 詳
全 体	死産数	36	15	11	5	1	-	2	2	-
	比(%)	100	41.7	30.6	13.9	2.8	-	5.6	5.6	-
自 然	死産数	13	5	3	-	1	-	2	2	-
	比(%)	100	38.5	23.1	-	7.7	-	15.4	15.4	-
人 工	死産数	23	10	8	5	-	-	-	-	-
	比(%)	100	43.5	34.8	21.7	-	-	-	-	-

(注) 比(%)は，小数点第2位を四捨五入のため，合計が100に一致しない場合がある。

## 6 周産期死亡

周産期死亡数・率，年次別

年次	周産期死亡数			出生数	周産期死亡率（出産千対）		
	総数	後期死産	早期新生児死亡		函館市	北海道	全国
S.25	206	165	41	6,377	32.3	37.8	46.6
30	133	100	33	4,036	33.0	35.9	43.9
35	138	107	31	3,821	36.1	36.9	41.4
40	105	67	38	4,035	26.0	28.2	30.1
45	76	45	31	3,992	19.0	20.4	21.7
50	83	45	38	5,210	15.9	15.6	16.0
55	49	33	16	4,137	11.8	11.9	11.7
60	24	12	12	3,577	6.7	8.5	8.0
H. 2	20	11	9	2,778	7.2	5.7	5.7
7	19	14	5	2,444	7.7	7.0	7.0
8	9	4	5	2,348	3.8	6.6	6.7
9	15	13	2	2,241	6.7	6.2	6.4
10	16	14	2	2,273	7.0	6.2	6.2
11	23	18	5	2,271	10.0	6.4	6.0
12	12	10	2	2,153	5.5	5.5	5.8
13	14	11	3	2,080	6.7	5.5	5.5
14	14	13	1	2,024	6.9	5.3	5.5
15	15	13	2	2,063	7.2	5.6	5.3
16	5	5	-	1,946	2.6	5.2	5.0
17	10	6	4	1,947	5.1	5.1	4.8
18	14	13	1	1,947	7.1	5.1	4.7
19	6	5	1	1,948	3.1	4.6	4.5
20	9	7	2	1,891	4.7	4.7	4.3
21	5	4	1	1,889	2.6	4.4	4.2
22	9	5	4	1,827	4.9	4.2	4.2
23	5	5	-	1,774	2.8	4.3	4.1
24	7	7	-	1,697	4.1	4.1	4.0
25	8	6	2	1,731	4.6	3.6	3.7
26	6	6	-	1,611	3.7	4.0	3.7
27	8	8	-	1,622	4.9	4.1	3.7
28	8	5	3	1,532	5.2	3.3	3.6
29	7	5	2	1,410	4.9	4.4	3.5
30	5	5	-	1,418	3.5	3.6	3.3
R. 1	5	4	1	1,305	3.8	3.6	3.4
2	5	5	-	1,231	4.0	3.1	3.2
3	4	3	1	1,174	3.4	3.9	3.4
4	5	5	-	1,080	4.6	3.1	3.3

## 7 婚姻・離婚

婚姻・離婚件数と率，年次別

年次	件数		率（人口千対）					
			婚姻			離婚		
	婚姻	離婚	函館市	北海道	全国	函館市	北海道	全国
S.25	1,890	362	8.3	9.3	8.6	1.58	0.96	1.01
30	2,035	377	8.4	8.3	8.0	1.55	0.97	0.84
35	2,436	326	10.0	10.1	9.3	1.34	0.93	0.74
40	2,556	367	10.5	9.8	9.7	1.51	1.13	0.79
45	2,404	436	9.9	10.0	10.0	1.80	1.43	0.93
50	2,729	554	8.9	9.1	8.5	1.80	1.65	1.07
55	2,338	727	7.3	7.2	6.7	2.27	1.86	1.22
60	1,968	819	6.2	6.4	6.1	2.57	2.12	1.39
H. 2	1,836	624	6.0	6.0	5.9	2.03	1.73	1.28
7	1,866	653	6.2	6.3	6.4	2.18	1.98	1.60
8	1,863	746	6.3	6.3	6.4	2.51	2.06	1.66
9	1,756	767	6.0	6.0	6.2	2.60	2.23	1.78
10	1,725	767	5.9	6.0	6.3	2.62	2.38	1.94
11	1,655	778	5.7	5.8	6.1	2.67	2.41	2.00
12	1,700	844	5.9	6.1	6.4	2.93	2.51	2.10
13	1,674	848	5.8	6.1	6.4	2.95	2.76	2.27
14	1,581	954	5.5	5.8	6.0	3.33	2.77	2.30
15	1,565	872	5.5	5.7	5.9	3.07	2.72	2.25
16	1,482	858	5.2	5.5	5.7	3.04	2.59	2.15
17	1,535	790	5.2	5.3	5.7	2.69	2.42	2.08
18	1,500	729	5.1	5.4	5.8	2.48	2.36	2.04
19	1,427	717	4.9	5.2	5.7	2.47	2.33	2.02
20	1,402	656	4.9	5.3	5.8	2.28	2.30	1.99
21	1,427	642	5.0	5.2	5.6	2.26	2.24	2.01
22	1,320	636	4.7	5.2	5.5	2.29	2.30	1.99
23	1,303	643	4.7	4.9	5.2	2.30	2.17	1.87
24	1,282	538	4.6	4.9	5.3	1.94	2.13	1.87
25	1,248	592	4.5	4.9	5.3	2.16	2.09	1.84
26	1,241	573	4.6	4.8	5.1	2.11	2.04	1.77
27	1,189	565	4.5	4.8	5.1	2.13	2.09	1.81
28	1,172	563	4.4	4.6	5.0	2.12	1.97	1.73
29	1,134	551	4.3	4.5	4.9	2.10	1.92	1.70
30	1,065	507	4.1	4.4	4.7	1.96	1.90	1.68
R. 1	1,098	495	4.3	4.5	4.8	1.94	1.89	1.69
2	929	431	3.7	4.0	4.3	1.72	1.75	1.57
3	907	408	3.7	3.8	4.1	1.65	1.68	1.50
4	823	378	3.4	3.7	4.1	1.55	1.65	1.47

## 第2章 食中毒統計

食中毒発生状況，年次別

年次	件数	患者 総数	発生日	摂食 者数	患者数		原因食品	病因物質	原因 施設
						内死者数			
平成 17年	2	6	3/9	不明	3	—	不明	サルモネラ	不明
			5/3	不明	3	—	牛レバ刺し	カンピロバクター	飲食店
18年	1	6	2/17	不明	6	—	不明	ノロウイルス	飲食店
19年	1	4	7/29	不明	4	—	不明	カンピロバクター	飲食店
20年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23年	2	40	1/3	69	27	—	不明	ノロウイルス	飲食店
			12/17	20	13	—	不明	ノロウイルス	飲食店
24年	3	32	4/7	3	3	2	トリカブトの おひたし	アコニチンほか	家庭
			4/9	16	10	—	不明	ノロウイルス	飲食店
			4/21	47	19	—	不明	ノロウイルス	飲食店
25年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26年	3	35	7/22	36	17	—	不明	カンピロバクター	飲食店
			9/23	8	8	—	不明	カンピロバクター	飲食店
			11/14	16	10	—	牡蠣（推定）	ノロウイルス	飲食店
27年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28年	1	13	7/15	13	13	—	不明	カンピロバクター	飲食店
29年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30年	1	157	12/18	821	157	—	給食調理場で調 理された給食	黄色ブドウ球菌 （推定）	学校給 食施設
令和 元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2年	1	1	3/28	3	1	—	カレイの刺身 （推定）	アニサキス	家庭
3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4年	1	2	6/13	2	2	—	6月12日（日） に当該飲食店 で提供された 刺身（ホッケ， シメサバ）	アニサキス	飲食店

# 第3章 医療関係統計

## 1 医療施設

### (1) 医療施設数, 年度別

年度	総数	病院	一般診療所			歯科診療所	助産所
			小計	有床	無床		
S.45	300	27	192	114	78	79	2
50	332	27	215	123	92	88	2
55	361	28	242	111	131	90	1
60	385	30	244	102	142	110	1
H. 2	414	37	242	100	142	134	1
7	434	37	257	86	171	139	1
12	435	33	253	75	178	146	3
17	437	34	253	52	201	148	2
22	405	31	234	36	198	139	1
23	399	31	230	35	195	137	1
24	393	29	227	33	194	136	1
25	386	29	223	32	191	133	1
26	388	29	224	35	189	134	1
27	376	29	215	33	182	131	1
28	380	29	216	30	186	133	2
29	377	29	215	27	188	131	2
30	372	29	211	27	184	130	2
31	372	27	215	23	192	128	2
R. 2	368	27	211	22	189	127	3
3	362	27	208	20	188	124	3
4	358	27	206	20	186	122	3

資料：当所調べ（平成13年までは年次別集計，平成14年からは年度末現在数）

### (2) 許可病床数, 年度別

年度	総数	病院					一般診療所	助産所	
		計	その他の病床	精神病床	感染症病床	結核病床			
S.45	6,097	4,588	2,854	783	35	916	1,509	...	
50	7,451	5,755	3,698	1,191	35	831	1,696	...	
55	7,737	6,000	4,278	1,219	35	468	1,737	...	
60	8,308	6,675	5,133	1,219	35	288	1,624	9	
H. 2	9,200	7,567	6,003	1,417	35	112	1,624	9	
7	8,752	7,316	5,618	1,551	35	112	1,427	9	
12	8,512	7,246	5,583	1,569	14	80	1,255	11	
			一般病床	療養病床					
17	8,038	7,210	4,070	1,525	1,569	6	40	819	9
22	7,123	6,537	4,001	1,057	1,433	6	40	586	-
23	7,027	6,494	4,001	1,014	1,433	6	40	533	-
24	6,970	6,452	3,959	1,014	1,433	6	40	518	-
25	6,867	6,353	3,911	1,014	1,382	6	40	514	-
26	6,782	6,284	3,892	1,014	1,332	6	40	498	-
27	6,710	6,250	3,858	1,014	1,332	6	40	460	-
28	6,629	6,231	3,839	1,014	1,332	6	40	398	-
29	6,585	6,226	3,839	1,014	1,332	6	35	359	-
30	6,570	6,211	3,839	1,014	1,332	6	20	359	-
31	6,368	6,079	3,816	928	1,314	6	15	289	-
R. 2	6,397	6,127	3,828	976	1,302	6	15	270	-
3	6,258	6,014	3,833	870	1,290	6	15	244	-
4	6,219	5,979	3,881	822	1,255	6	15	240	-

資料：当所調べ（平成13年までは年次別集計，平成14年からは年度末現在数）

(3) 病床利用率, 平均在院日数(令和4年)

区 分	病 床 利 用 率 ( % )			平 均 在 院 日 数		
	函 館 市	北 海 道	全 国	函 館 市	北 海 道	全 国
総 数	74.6	73.3	75.3	27.7	31.4	27.3
精 神 病 床	82.8	82.9	82.3	277.3	292.9	276.7
感 染 症 病 床	25.1	469.5	571.2	12.1	9.0	10.5
結 核 病 床	20.9	17.3	27.4	67.4	27.9	44.5
療 養 病 床	84.2	83.3	84.7	131.5	181.2	126.5
一 般 病 床	70.1	65.5	69.0	17.7	17.6	16.2

資料：厚生労働省「令和4（2022）年医療施設（動態）調査・病院報告の概況」

2 医療従事者数, 年次別

年 次	医 師	歯科医師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准看護師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
H. 2	610	159	421	48	70	1,563	1,695	210	122
4	644	176	448	46	63	1,844	1,763	235	124
6	691	172	497	50	60	1,880	1,886	238	130
8	729	173	551	71	75	1,992	1,860	227	130
10	728	165	536	71	63	2,147	1,847	245	111
12	756	169	552	78	61	2,286	1,801	271	138
14	750	176	555	70	60	2,544	1,769	286	128
16	784	190	596	79	66	2,787	1,853	330	129
18	797	195	644	98	64	2,913	1,835	318	128
20	796	196	645	101	73	3,093	1,753	338	108
22	799	188	654	106	70	3,375	1,675	353	117
24	800	181	658	110	77	3,657	1,622	332	86
26	777	185	672	96	81	3,902	1,534	360	91
28	801	183	680	119	73	4,056	1,410	366	78
30	787	187	700	117	90	4,157	1,310	413	76
R. 2	822	182	683	123	92	4,287	1,174	418	72
4	825	183	696	123	92	4,292	1,007	(未公表)	

(注) 「医師・歯科医師・薬剤師」は、登録者の届出数。その他は就業者数。

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」（各年末現在, 隔年公表）

「北海道保健統計年報」（各年末現在, 隔年公表）

「保健師～准看護師」は、「令和4（2022）年末看護職員就業状況」

(令和4年末現在, 隔年公表)



### 3 人口10万対でみた指標

※人口10万対比率は、「人口推計」（総務省）の人口（各年10月1日現在）により算出。

#### (1) 医療施設

区 分	施設数	率		
		函館市	北海道	全国
病 院	27	11.0	10.4	6.5
一 般 診 療 所	203	82.9	66.8	84.2
歯 科 診 療 所	122	49.8	54.2	54.2
病 床 ・ 精 神 病 床	1,267	517.1	378.3	257.6
(病院) ・ 感 染 症 病 床	6	2.4	1.9	1.5
・ 結 核 病 床	15	6.1	2.8	3.1
・ 療 養 病 床	822	335.5	365.1	223.0
・ 一 般 病 床	3,922	1600.8	1017	709.6
病 床 (一般診療所)	227	92.7	96.8	64.4

令和4（2022）年10月1日現在

資料：厚生労働省「令和4（2022）年医療施設（動態）調査・病院報告の概況」

#### (2) 医療従事者

区 分	従事者数	率		
		函館市	北海道	全国
医 師	825	336.7	264.8	274.7
歯 科 医 師	183	74.7	83.7	84.2
薬 剤 師	696	284.1	226.2	259.1
保 健 師	123	50.2	64.0	48.3
助 産 師	92	37.6	30.6	30.5
看 護 師	4,292	1,751.8	1,306.9	1,049.8
准 看 護 師	1,007	411.0	254.2	203.5
歯 科 衛 生 士	418	170.6	127.1	114.3
歯 科 技 工 士	72	29.4	37.7	27.9

(注)「医師・歯科医師・薬剤師」は、登録者の届出数。その他は就業者数。

歯科衛生士・歯科技工士は「北海道保健統計年報」令和2年データ。

資料：「医師・歯科医師・薬剤師」は、厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（従業地別）」  
(令和4年末現在，隔年公表)

「保健師～准看護師」は、「令和4年末看護職員就業状況」（令和4年末現在，隔年公表）

「保健師～歯科技工士」の率は、当所調べ。



# 保健所事業概要

令和5年（2023年）版

令和6年4月発行

編集発行 市立函館保健所地域保健課

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号

TEL (0138) 32-1512

FAX (0138) 32-1505

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016081700010/>